



第4次
愛南町地域福祉計画
(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月

ごあいさつ

愛南町では、平成18年3月に、住民と行政が協働で地域福祉を推進するための基本理念と施策を定めた「愛南町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の取り組みを進めて参りました。

その後、時代の変化と共に、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化、住民相互のつながりの希薄化など、地域をとりまく福祉の課題は複雑・多様化してきています。いろいろな生活の課題を抱えながら、近隣の人に頼ったり相談したりできず、その課題が誰にも気づかれることなく、地域の中で埋もれてしまうおそれなどもあり、今後の地域づくりにおいては、人と人がつながり、住民全員が自身の問題であると認識しながら支え合っていくことが大切です。また、いろいろな問題を抱えた方に寄り添うため、介護保険制度や障がい者福祉サービスをはじめ、子ども・子育て支援新制度や、生活困窮者自立支援法など、社会保障制度の改革も進んでいます。

国では、社会のこうした状況を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、支え手と受け手側という関係を超えて、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」の実現を進めています。

このような時代の変化に対応するため、第3次の基本理念を継承し、改めて「第4次愛南町地域福祉計画」を策定しました。住民一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせる地域づくりを推進していくためには、住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、自発的に地域社会へ参加していくことが不可欠です。今後とも、住民の皆様方の積極的なご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の改訂にあたり、アンケートや団体ヒアリングにおいてご意見やご協力をいただきました多くの町民や福祉関係団体の皆様、また、貴重なご意見をいただきました愛南町地域福祉計画策定懇話会の皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

愛南町長 清水 雅文

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉の意義と計画策定の目的.....	1
2 地域福祉計画とは.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	6
第2章 愛南町の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	7
1 統計からみる愛南町.....	7
2 住民アンケート調査結果からみる愛南町.....	11
3 団体ヒアリング調査結果からみる愛南町.....	25
4 地域福祉をめぐる愛南町の現状と課題.....	28
第3章 計画のめざす方向.....	32
1 計画の基本理念.....	32
2 計画の基本目標.....	34
3 施策体系.....	35
第4章 施策の展開.....	36
1 いつでもどこでも誰でも相談ができ、情報が入手できるまち.....	36
2 子どもから高齢者まですべての人が自分らしく暮らせるまち.....	41
3 一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが受けられるまち.....	47
4 安心・安全に暮らすことができるまち.....	51
5 みんながともに支え合い、笑顔になれるまち.....	59
第5章 計画の推進.....	62
1 推進体制と計画の進行管理.....	62
2 住民参画の促進.....	62
3 計画の普及・啓発.....	62
資料編.....	63
1 愛南町懇話会等の設置及び運用に関する要綱.....	63
2 第4次愛南町地域福祉計画策定懇話会委員名簿.....	65
3 策定の経過.....	65
4 用語解説.....	66

第1章 計画の策定にあたって

I 地域福祉の意義と計画策定の目的

(1) 社会の変化

私たちの暮らしている地域の中には、病気や高齢、障がい、仕事や家庭の事情などによって、一時的ないし恒常的に、助けを求めている人たちがいます。こうした人たちを、かつては家族や地域でお互いに助け合うことで支えてきましたが、時代やライフスタイルの変化に伴い、家族で高齢者や病気の家族の面倒をみることや、些細なことを地域の中で助け合う習慣というのは徐々になくなっていきつつあります。このことから近年では、社会的な支援を必要とする人やケースが飛躍的に増えています。

社会のこうした変化を踏まえ、国では「地域共生社会の実現」を掲げ、地域福祉施策を推進しようとしています。「地域共生社会」とは、家族の中や地域の中で困っている人々を助け合うことができる地域・社会のことです。この「地域共生社会」を実現するためには、行政の働きかけだけでなく、住民全員が自分の問題だと考えながら、地域の中で実際に助け合いを進めていくことが重要です。

(2) 愛南町の地域福祉の現状

こうした時代潮流にあって、平成16年10月に旧5か町村が合併し誕生した愛南町（以下、「本町」という。）は町制施行から16年目を迎えました。依然として、人口減少と少子高齢化が進んでいますが、地域の中での交流やボランティア活動など、地域活性化の取り組みも徐々に広がりつつあります。

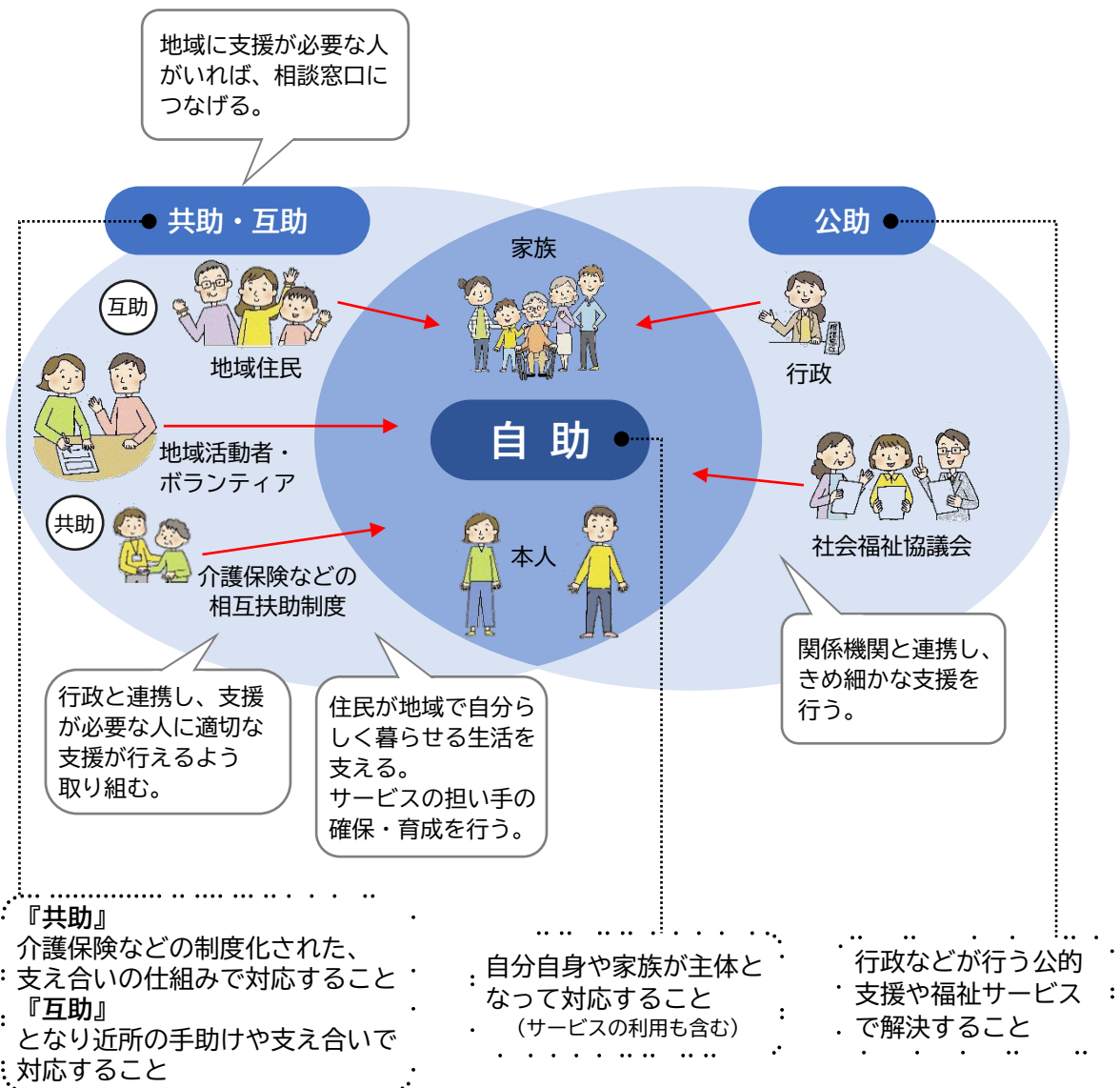
しかし、地域の中には様々な課題を抱えこんでしまい、それを相談することもできないケースに陥る人もいます。特に近年は、課題が多様化・複雑化しつつあり、単一の制度では支援ができないケースも見受けられます。支援を必要とする人が、地域の中で埋もれてしまわないよう、適切な支援につなげるために、複数の担当課が連携しながら、制度の狭間に陥った人々に切れ目のない支援を行う「重層的支援体制」を整備することが必要となっています。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、地域の活動を継続することが難しい状況になりつつあります。今後は、「新しい生活様式」に対応した、地域活動のあり方を考えながら、地域の中での交流や助け合いを持続すること、そして、ICT技術を活用した、オンラインでの交流や助け合いといった、新しい取り組みについても考えていく必要があります。

変化の激しい時代の中で、すべての住民が互いに支え合いながら、幸せに自分たちの地域で暮らしていくために、この「愛南町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、「地域福祉」の推進に努めます。

■ 「自助」「共助・互助」「公助」のイメージ図

今後も少子高齢化が進行すると予想される本町では、拡大する福祉ニーズや、多様化・複雑化する地域課題に対し、「自助」「共助・互助」「公助」の仕組みを一層強化し、住民、地域、関係団体、行政がお互いに支え合いながら、より良い方策を見出していくことが必要です。この取り組みが「地域福祉」であり、この取り組みを継続することで、「地域共生社会」が実現されます。また、自助が可能になるよう、共助・互助を支える役回りとして、今後、公助である愛南町は地域を支援するため、公的なお金の使い方も含めて、考えていく必要があります。



2 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

【参考】社会福祉法（抄）

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

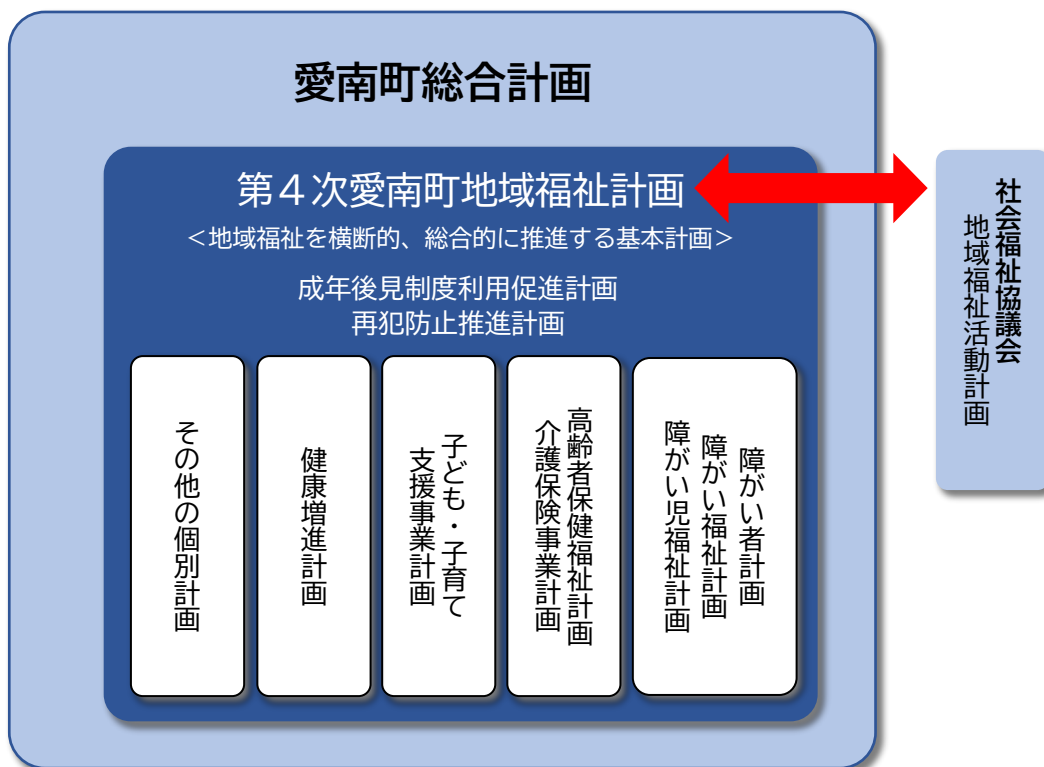
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の位置づけ

「愛南町地域福祉計画」については、社会福祉法に基づきながら、町政運営の基本方針である「愛南町総合計画」を上位計画とした、部門別計画として策定します。また高齢者、障がい者、子育て、健康などの各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられており、これらの計画と考え方の整合を図りながら、本町の福祉に関する事業やサービスについて、分野横断的に福祉全般の取り組みの方向性を計画の中で示すものとしします。

さらに、地域が中心となって愛南町社会福祉協議会が策定している「愛南町地域福祉活動計画」は、愛南町社会福祉協議会の基本的な活動方針を明らかにする計画であり、住民、地域団体、ボランティア、NPOなどの自主的・自発的な活動の方針を定め、地域の中の交流や、お互いに連携といった「共助」に関する施策をより明確にする計画です。この「愛南町地域福祉活動計画」は本計画と両輪で推進していく計画となり、このほかにも、本計画に含まれる成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画を推進することで、「地域共生社会の実現」を目指します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものです。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
総合計画	第2次基本構想			第3次基本構想					
	後期計画			前期基本計画					後期
地域福祉計画	第3次計画		第4次計画(本計画)						
障がい者計画	第2次		第3次						
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期			
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期			
高齢者福祉計画	第8次		第9次			第10次			
介護保険事業計画	第7期		第8期			第9期			
子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期					第3期		
健康増進計画	第2次								
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第1期			第2期					

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査による住民意向の把握

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、住民を対象に、「愛南町の地域福祉に関するアンケート調査」（以下、「住民アンケート」という。）を実施しました。

■地域福祉アンケートの実施概要

実施時期	令和2年8月17日～8月31日	
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収	
対象者	配布数	有効回収数（有効回収率）
愛南町にお住まいの 20歳以上の方	1,000票	407票（40.7%）

※1,000票（人）は、住民基本台帳から無作為に抽出した。

(2) 関係団体ヒアリング調査

本計画を策定する際の基礎資料とするため、高齢者支援、子育て支援、障がい者支援、その他の各分野で地域福祉に携わる関係団体・機関に、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についてヒアリングシートの記入を依頼しました。

(3) 委員会による審議

本計画の策定は、「愛南町地域福祉計画策定懇話会」（以下、「策定懇話会」という。）において、事業の進捗状況、住民アンケートなどの結果に基づき、全2回にわたって審議した結果をとりまとめました。

策定懇話会は、公募住民、地域組織代表、学識経験者、保健福祉事業関係者など、全12人で構成しています。会議は公開して開催しました。

(4) パブリックコメントによる住民の意向把握

本計画の中間案を町ホームページなどで公表し、広く住民の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

実施期間：令和3年3月11日～3月24日

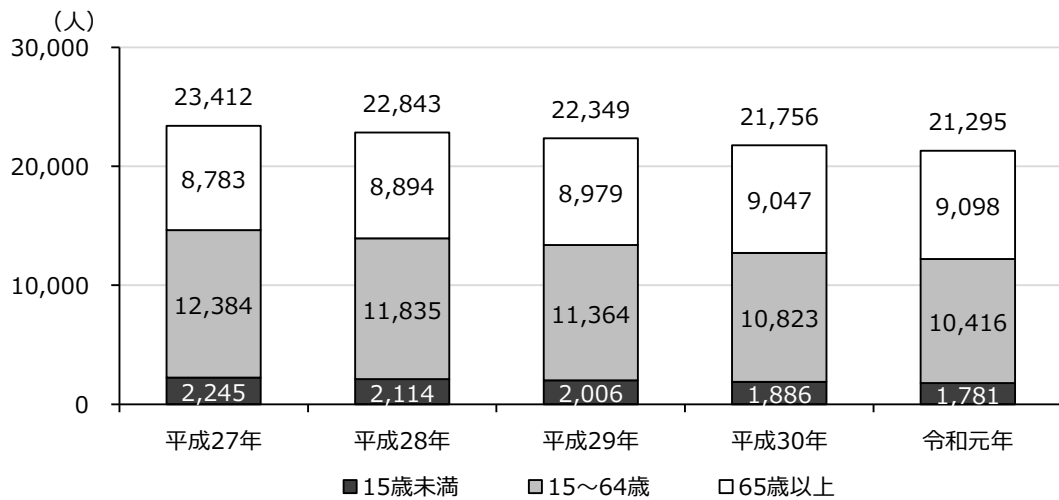
第2章 愛南町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計からみる愛南町

(1) 人口

本町の人口推移をみると、総数では平成27年の23,412人から令和元年までに2,117人(9.04%)減少し、21,295人となっています。年齢3区分別では、15歳未満、15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向で推移しています。

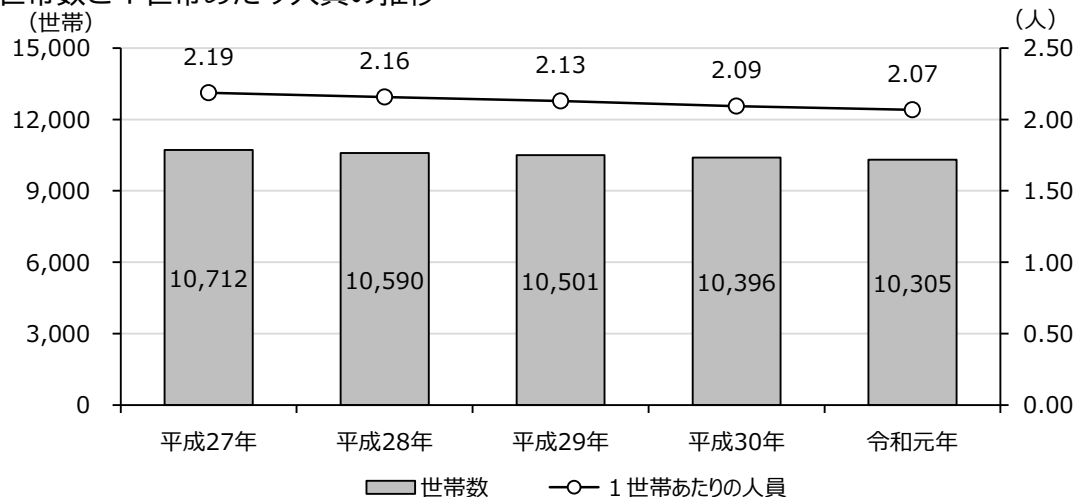
■年齢3区分別人口の推移



(2) 世帯

本町の世帯数の推移をみると、平成27年の10,712世帯から令和元年までに407世帯減少し、10,305世帯となっています。また1世帯あたりの人員も2.19人から2.07人に減少し、小家族化が進行していることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移

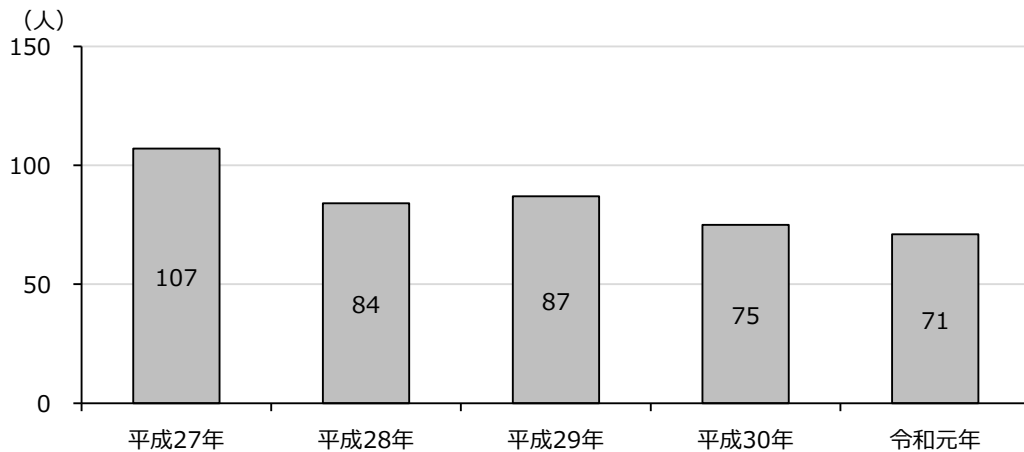


(3) 子どもの状況

① 出生数

本町の出生数の推移をみると、平成27年以降、増減があるものの減少傾向にあり、令和元年は平成27年と比較して36人減少の71人となっています。

■出生数の推移



資料：愛南町（各年3月末現在）

② 幼稚園・保育所入所状況

令和元年現在、町内には町立幼稚園1か所、町立保育所8か所、私立保育所2か所があります。幼稚園の園児数については、令和元年は平成27年と比較して12人減少の28人です。保育所の入所児童数については、令和元年は平成27年と比較して53人減少の488人で、待機児童はいない状況です。

■幼稚園・保育所入所状況

(単位：人、%)

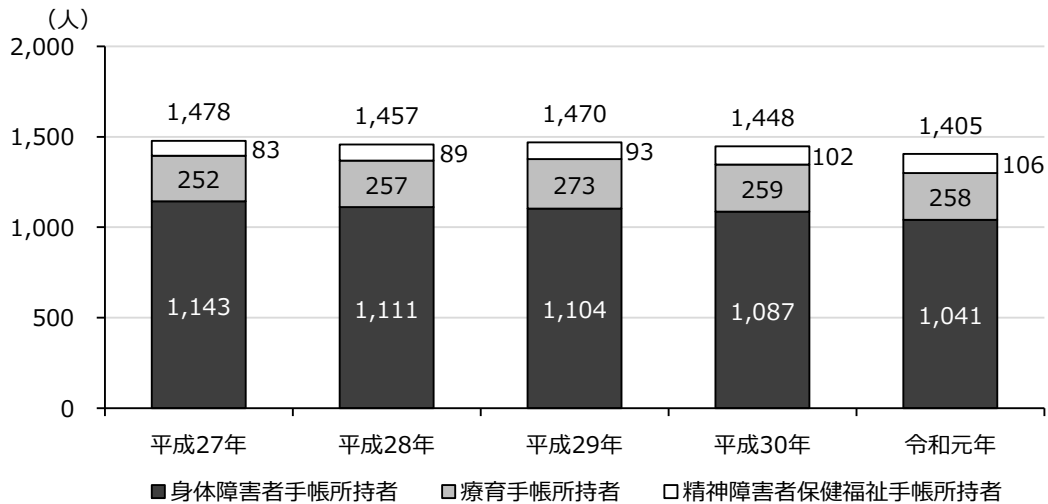
区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
幼稚園	町立幼稚園園児数	40	50	42	38	28
保育所	入所児童数 合計	541	551	551	522	488
	町立保育所入所児童数	445	460	461	447	411
	私立保育所入所児童数	96	91	90	75	77
	定員(10か所 合計)	810	680	600	590	590
	定員に対する入所割合	66.8	81.0	91.8	88.5	82.7

資料：愛南町（各年度3月1日現在）

(4) 障がいのある人・難病患者の状況

近年の障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年以降、増減があるものの減少傾向にあり、令和元年は平成27年から73人減少の1,405人で、令和元年人口のおよそ6.6%となっています。手帳所持者別では、身体障害者手帳所持者は減少傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移し、療育手帳所持者については平成29年を境に減少がみられたものの、令和元年は平成27年から6人の増加となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

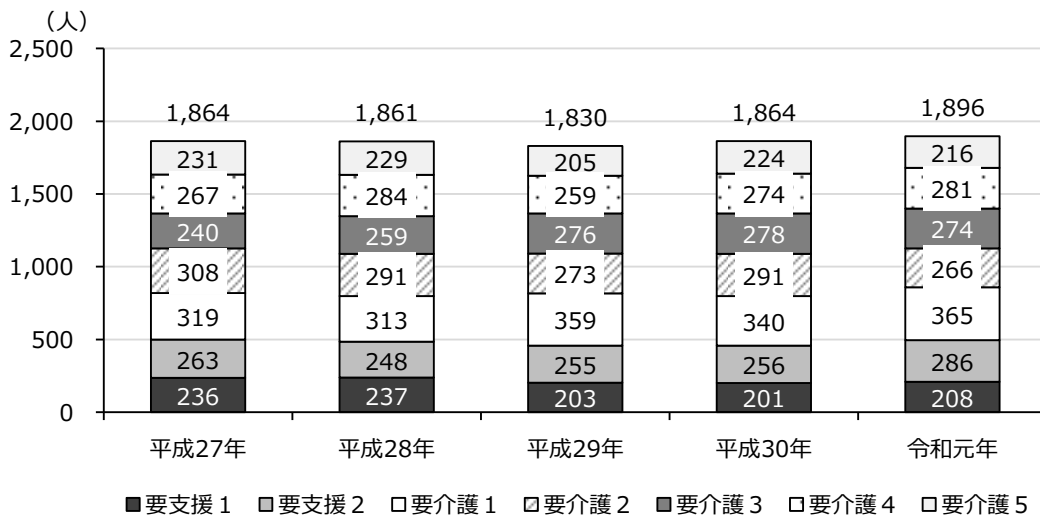


資料：愛南町（各年4月1日現在）

(5) 要介護（要支援）者の状況

近年の要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成27年以降は減少傾向でしたが、平成29年を境に増加に転じ、令和元年は平成27年から32人増加の1,896人となっています。また、要介護度別では要介護1が最も多く、令和元年は平成27年から46人の増加となっています。

■要介護（要支援）認定者数の推移

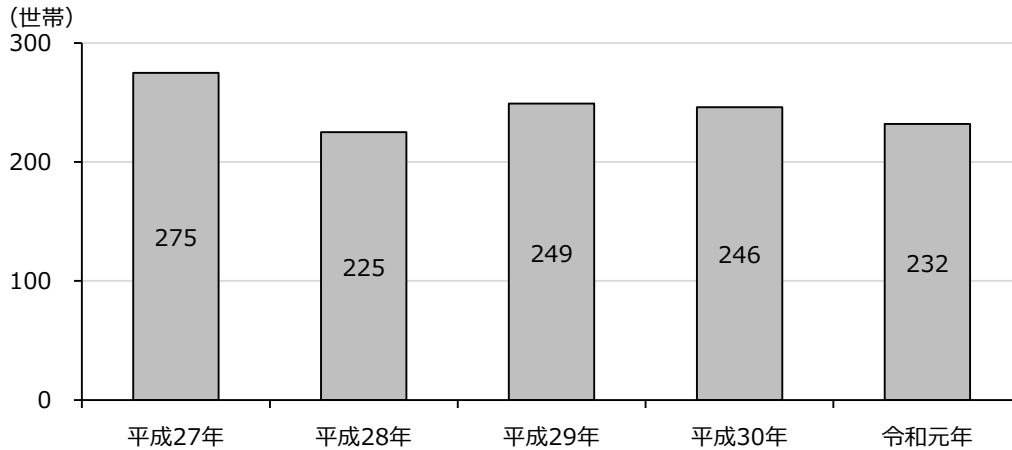


資料：愛南町（各年3月末現在）

(6) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯は、平成27年以降増減があるものの減少傾向で推移し、令和元年は平成27年と比較して、43世帯減少の232世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移

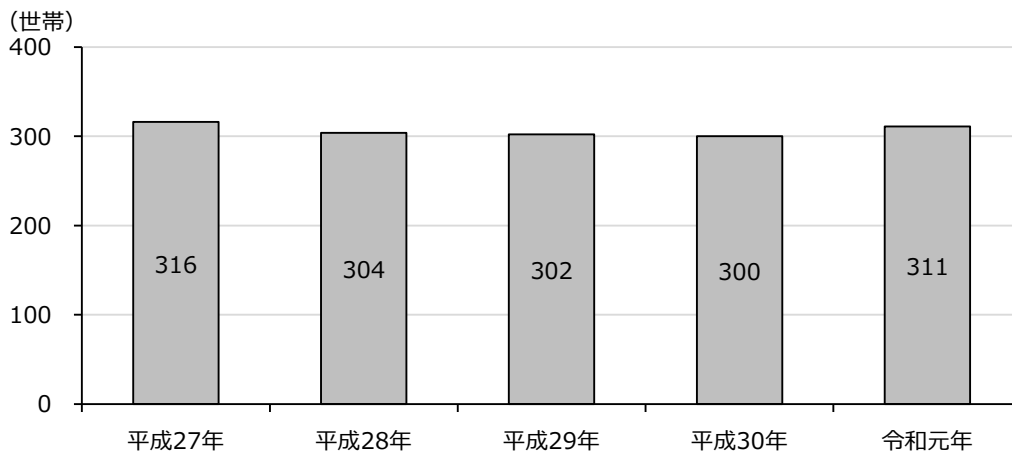


資料：愛南町（各年3月末現在）

(7) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は、平成27年以降減少傾向で推移し、令和元年に微増となったものの、平成27年と比較して、5世帯減少の311世帯となっています。

■生活保護世帯数の推移



資料：愛南町（各年3月末現在）

2 住民アンケート調査結果からみる愛南町

(1) 調査概要

調査結果の概要については、次のとおりです。

■調査目的

本調査は、愛南住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況など現状及び課題を把握し、「第4次愛南町地域福祉計画」を策定する際の基礎資料とするために実施しました。

■調査概要

調査対象者：愛南町在住の20歳以上の方の中から1,000人を無作為に抽出

調査時期：令和2年8月17日～8月31日

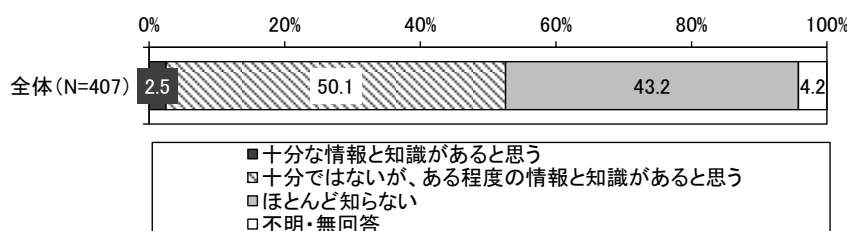
調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

■アンケート調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであり、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 前回調査は平成27年度実施で、割合は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(2) アンケート調査結果

①愛南町の福祉サービスや福祉施設などについての認知状況（単数回答）



「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」と「ほとんど知らない」が約半数ずつとなっています。前回調査との比較では、「ほとんど知らない」が少し増加しています。

【前回調査】単数回答 (N=401)

	区分	件数(件)	割合(%)
1	十分な情報と知識があると思う	15	3.7
2	十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う	237	59.1
3	ほとんど知らない	143	35.7
4	その他	2	0.5
	未回答	4	1.0

※「その他」は前回調査のみ

【クロス集計結果】〈年齢別・家族構成別・居住地域別〉

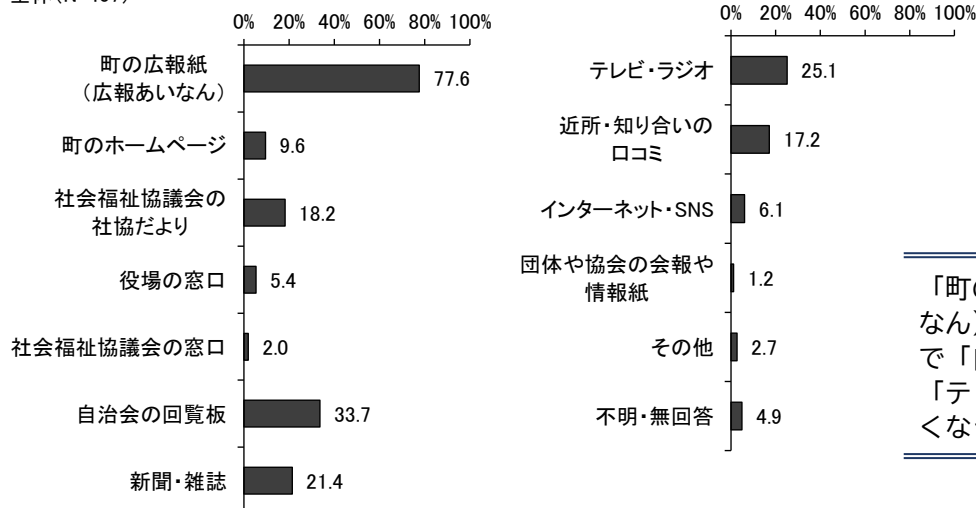
上段:件数(件) 下段:割合(%)		十分な情報と知識があると思う	十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う	ほとんど知らない	不明・無回答
年齢別	20～29歳(N=3)	-	-	2 66.7	1 33.3
	30～39歳(N=18)	1 5.6	9 50.0	8 44.4	-
	40～49歳(N=34)	1 2.9	17 50.0	16 47.1	-
	50～59歳(N=47)	2 4.3	18 38.3	27 57.4	-
	60～69歳(N=102)	-	55 53.9	43 42.2	4 3.9
	70歳以上(N=199)	5 2.5	105 52.8	78 39.2	11 5.5
家族構成別	単身世帯(1人)(N=96)	4 4.2	39 40.6	46 47.9	7 7.3
	夫婦だけ(1世代世帯)(N=137)	3 2.2	78 56.9	51 37.2	5 3.6
	親と子(2世代世帯)(N=123)	2 1.6	63 51.2	56 45.5	2 1.6
	祖父母と親と子(3世代世帯)(N=31)	-	12 38.7	18 58.1	1 3.2
	その他(N=13)	1 7.7	8 61.5	3 23.1	1 7.7
	居住地域別	内海地域(N=27)	1 3.7	16 59.3	10 37.0
御荘地域(N=140)		2 1.4	62 44.3	68 48.6	8 5.7
城辺地域(N=131)		2 1.5	71 54.2	55 42.0	3 2.3
一本松地域(N=69)		2 2.9	37 53.6	27 39.1	3 4.3
西海地域(N=39)		3 7.7	18 46.2	16 41.0	2 5.1

※最も高い割合を着色して表示。(以下、同)

年齢別では、20歳代と50歳代では「ほとんど知らない」割合が高くなっており、それ以外の年代では「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」割合が高くなっています。
家族構成別では単身、祖父母と親と子の世帯、居住地域別では御荘地域において、福祉サービスや福祉施設などの情報を「ほとんど知らない」割合が高くなっています。

②福祉に関する情報の入手方法（複数回答）

全体(N=407)



「町の広報紙(広報あいなん)」が最も高く、次いで「自治会の回覧板」や「テレビ・ラジオ」が高くなっています。

※参考【前回調査】単数回答 (N=401) 《N数を母数に件数を除して再集計》

単位: %

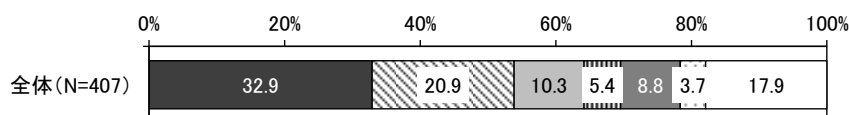
	いつも 利用している	ときどき 利用している	利用して いない	未回答
ア. 新聞・テレビ・ラジオ	25.9	28.7	25.9	19.5
イ. 地域新聞・ケーブルテレビ	11.0	27.4	38.9	22.7
ウ. 町の保健福祉職員や民生委員・児童委員など、直接人を介して	4.0	18.2	57.1	20.7
エ. 町の広報・ホームページ	13.5	30.2	33.2	23.2
オ. 公民館や夢創造館などの施設の掲示	2.0	8.7	65.8	23.4
カ. 自治会の回覧板などのお知らせ	25.4	26.4	28.2	20.0
キ. 町が行なう説明会	2.2	9.7	64.3	23.7
ク. 家族・知人・友人	12.2	36.9	28.9	21.9
ケ. 利用している福祉施設	4.2	13.5	59.9	22.4
コ. その他	0.2	0.2	0.0	99.5

【クロス集計結果】〈年齢別〉

上段: 件数 (件) 下段: 割合 (%)	町の広報紙 (広報あいなん)	町のホーム ページ	社会福祉協 議会の社協 だより	役場の窓口	社会福祉協 議会の窓口	自治会の回 覧板	新聞・雑誌
20～29歳 (N=3)	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	-
30～39歳 (N=18)	12 66.7	3 16.7	1 5.6	1 5.6	-	3 16.7	4 22.2
40～49歳 (N=34)	29 85.3	9 26.5	4 11.8	1 2.9	-	5 14.7	7 20.6
50～59歳 (N=47)	37 78.7	11 23.4	11 23.4	4 8.5	-	14 29.8	5 10.6
60～69歳 (N=102)	82 80.4	8 7.8	18 17.6	7 6.9	1 1.0	37 36.3	21 20.6
70歳以上 (N=199)	152 76.4	7 3.5	40 20.1	9 4.5	7 3.5	76 38.2	49 24.6
上段: 件数 (件) 下段: 割合 (%)	テレビ・ラジ オ	近所・知り合 いの口コミ	インターネッ ト・SNS	団体や協会 の会報や情 報紙	その他	不明・無回 答	
20～29歳 (N=3)	-	-	-	-	-	1 33.3	-
30～39歳 (N=18)	2 11.1	3 16.7	4 22.2	-	2 11.1	-	-
40～49歳 (N=34)	8 23.5	5 14.7	6 17.6	-	2 5.9	-	-
50～59歳 (N=47)	6 12.8	8 17.0	6 12.8	1 2.1	1 2.1	1 2.1	-
60～69歳 (N=102)	33 32.4	19 18.6	5 4.9	1 1.0	1 1.0	1 0.9	5 4.9
70歳以上 (N=199)	53 26.6	35 17.6	4 2.0	3 1.5	4 2.0	13 6.5	6.5

年齢別では、すべての年代において、「町の広報紙（広報あいなん）」の割合が最も高くなっています。次いで、50歳代以上の年代では「自治会の回覧板」が高くなっていますが、40歳代以下では、「町のホームページ」や「新聞・雑誌」などが高くなっています。

③福祉サービスを充実させるために、最も必要だと思うもの（単数回答）



- サービスを提供する事業所の数を増やし、提供体制を充実させる
- サービスに関する情報提供窓口を増やす
- サービス利用者を保護する権利擁護や苦情対応などの取り組みを充実させる
- 住民による福祉活動(ボランティア活動など)を活発にさせる
- 情報や知識を身につけるための地域での学習機会を充実させる
- その他
- 不明・無回答

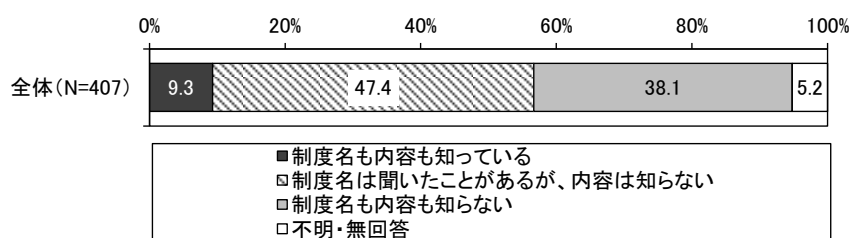
「サービスを提供する事業所の数を増やし、提供体制を充実させる」が最も高く、次いで「サービスに関する情報提供窓口を増やす」が高くなっています。前回調査との比較では、「住民による福祉活動を活発にさせる」が少し減少しています。

【前回調査】単数回答 (N=401)

区分	件数(件)	割合 (%)
1 サービスを提供する事業所の数を増やし、設備を充実させる	135	33.7
2 サービスに関する情報提供窓口を増やす	98	24.4
3 サービス利用者を保護する権利擁護や苦情対応などの取り組みを充実させる	47	11.7
4 住民による福祉活動(ボランティア活動など)を活発にさせる	42	10.5
5 情報や知識を身につけるための地域での学習機会を充実させる	42	10.5
6 その他	15	3.7
未回答	22	5.5

※今回調査「サービスを提供する事業所の数を増やし、提供体制を充実させる」
→前回調査「サービスを提供する事業所の数を増やし、設備を充実させる」

④「生活困窮者自立支援制度」の認知状況（単数回答）



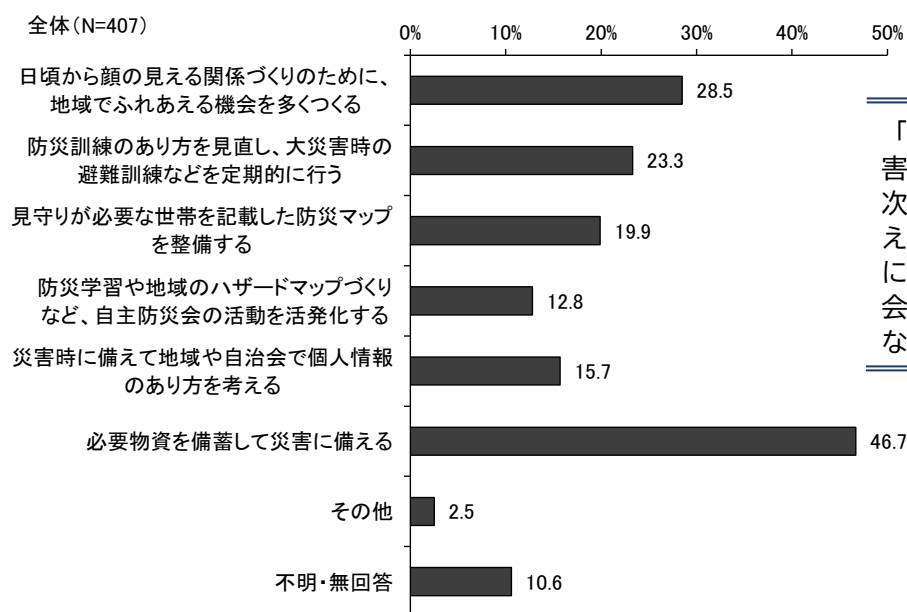
「制度名も内容も知っている」と「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」を足した割合が半数を超えています。

【クロス集計結果】〈年齢別〉

年齢別	上段：件数(件) 下段：割合(%)	制度名も内容も知っている	制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない	制度名も内容も知らない	不明・無回答
20～29歳(N=3)		-	-	3 100.0	-
30～39歳(N=18)		2 11.1	6 33.3	10 55.6	-
40～49歳(N=34)		2 5.9	14 41.2	16 47.1	2 5.9
50～59歳(N=47)		8 17.0	17 36.2	22 46.8	-
60～69歳(N=102)		10 9.8	51 50.0	37 36.3	4 3.9
70歳以上(N=199)		16 8.0	103 51.8	65 32.7	15 7.5

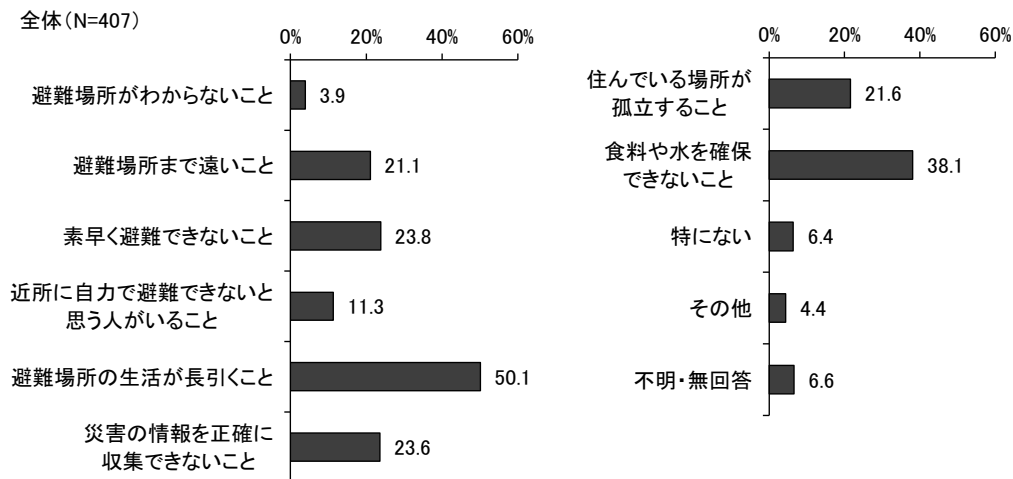
年齢別では 50 歳代以下において、生活困窮者自立支援制度の「制度名も内容も知らない」割合が、最も高くなっています。

⑤近年多発する大災害に備え、日頃から地域で必要だと思うこと（複数回答）



「必要物資を備蓄して災害に備える」が最も高く、次いで「日頃から顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」が高くなっています。

⑥愛南町で大災害（地震や台風、土砂災害など）が起こった時に不安なこと（複数回答）



「避難場所の生活が長引くこと」が最も高く、次いで「食料や水を確保できないこと」が高くなっています。

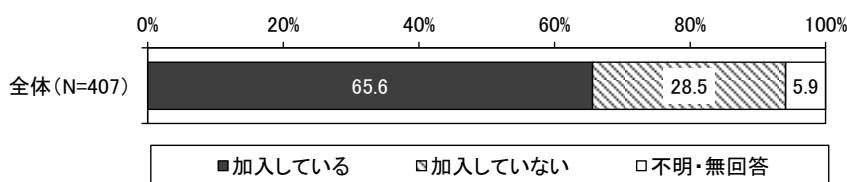
【クロス集計結果】〈年齢別・家族構成別・居住地域別〉

属性	避難場所がわからないこと	避難場所まで遠いこと	素早く避難できないこと	近所に自力で避難できないと思う人がいること	避難場所の生活が長引くこと	災害の情報を正確に収集できないこと	住んでいる場所が孤立すること	食料や水を確保できないこと	特になし	その他	不明・無回答
上段:件数(件) 下段:割合(%)											
年齢別											
20～29歳(N=3)	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	3 100.0	-	1 33.3	1 33.3	-	-	-
30～39歳(N=18)	-	4 22.2	5 27.8	-	8 44.4	10 55.6	2 11.1	10 55.6	-	2 11.1	-
40～49歳(N=34)	-	4 11.8	7 20.6	4 11.8	22 64.7	12 35.3	6 17.6	14 41.2	1 2.9	3 8.8	2 5.9
50～59歳(N=47)	3 6.4	11 23.4	2 4.3	7 14.9	26 55.3	12 25.5	18 38.3	19 40.4	2 4.3	5 10.6	1 2.1
60～69歳(N=102)	3 2.9	16 15.7	13 12.7	18 17.6	60 58.8	24 23.5	31 30.4	49 48.0	4 3.9	1 1.0	7 6.9
70歳以上(N=199)	9 4.5	49 24.6	68 34.2	16 8.0	85 42.7	36 18.1	30 15.1	61 30.7	19 9.5	7 3.5	16 8.0
家族構成別											
単身世帯(1人)(N=96)	4 4.2	22 22.9	32 33.3	5 5.2	43 44.8	19 19.8	19 19.8	32 33.3	9 9.4	3 3.1	9 9.4
夫婦だけ(1世代世帯)(N=137)	7 5.1	34 24.8	29 21.2	19 13.9	70 51.1	31 22.6	28 20.4	59 43.1	7 5.1	4 2.9	6 4.4
親と子(2世代世帯)(N=123)	3 2.4	21 17.1	26 21.1	16 13.0	72 58.5	36 29.3	25 20.3	48 39.0	4 3.3	5 4.1	7 5.7
祖父母と親と子(3世代世帯)(N=31)	2 6.5	8 25.8	6 19.4	6 19.4	14 45.2	5 16.1	11 35.5	10 32.3	1 3.2	2 6.5	3 9.7
その他(N=13)	-	1 7.7	2 15.4	-	5 38.5	3 23.1	4 30.8	6 46.2	2 15.4	3 23.1	1 7.7
居住地域別											
内海地域(N=27)	1 3.7	8 29.6	9 33.3	1 3.7	14 51.9	11 40.7	5 18.5	12 44.4	-	-	2 7.4
御荘地域(N=140)	7 5.0	25 17.9	34 24.3	16 11.4	74 52.9	29 20.7	22 15.7	56 40.0	9 6.4	4 2.9	9 6.4
城辺地域(N=131)	5 3.8	16 12.2	29 22.1	14 10.7	66 50.4	35 26.7	39 29.8	55 42.0	7 5.3	5 3.8	8 6.1
一本松地域(N=69)	3 4.3	14 20.3	10 14.5	13 18.8	33 47.8	16 23.2	14 20.3	21 30.4	9 13.0	6 8.7	4 5.8
西海地域(N=39)	-	23 59.0	15 38.5	2 5.1	17 43.6	5 12.8	8 20.5	11 28.2	1 2.6	3 7.7	3 7.7

年齢別では30歳代において、正確な災害の情報収集ができない、食料や水の確保ができないことに不安を感じる割合が高くなっています。

居住地域別では西海地域において、避難場所まで遠いことを不安に感じる割合が最も高くなっています。

⑦自治会の加入状況（単数回答）



「加入している」人が約3分の2となっています。前回調査との比較では、「加入している」が少し増加しています。

【前回調査】単数回答（N=401）

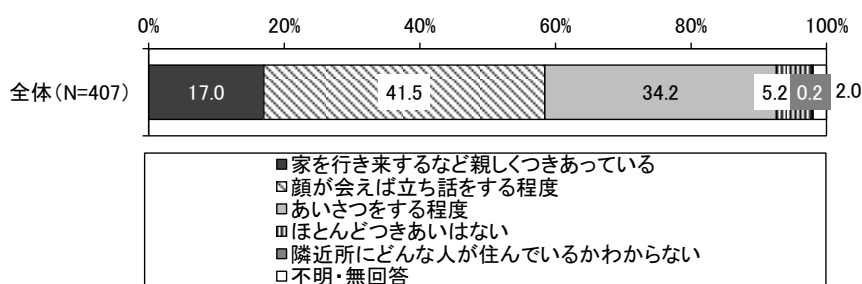
区分	件数(件)	割合(%)
1 加入している	247	61.6
2 加入していない	125	31.2
未回答	29	7.2

【クロス集計結果】〈性別・年齢別・居住地域別〉

上段:件数(件) 下段:割合(%)		加入している	加入していない	不明・無回答
性別	男性(N=235)	170 72.3	54 23.0	11 4.7
	女性(N=162)	93 57.4	57 35.2	12 7.4
年齢別	20～29歳(N=3)	1 33.3	2 66.7	-
	30～39歳(N=18)	11 61.1	7 38.9	-
	40～49歳(N=34)	18 52.9	11 32.4	5 14.7
	50～59歳(N=47)	33 70.2	14 29.8	-
	60～69歳(N=102)	73 71.6	24 23.5	5 4.9
	70歳以上(N=199)	128 64.3	57 28.6	14 7.0
	居住地域別	内海地域(N=27)	19 70.4	4 14.8
御荘地域(N=140)		92 65.7	36 25.7	12 8.6
城辺地域(N=131)		84 64.1	42 32.1	5 3.8
一本松地域(N=69)		50 72.5	17 24.6	2 2.9
西海地域(N=39)		21 53.8	17 43.6	1 2.6

性別では、自治会加入・未加入の割合が、男女間で差がみられます。年齢別では40歳代において、自治会加入の割合が5割と、30歳代以上の中では低くなっています。居住地域別では西海地域において、自治会加入・未加入の割合の差が、他の地域に比べ少ない結果となっています。

⑧近所づきあいの程度（単数回答）



「顔が会えば立ち話をする程度」が最も高く、次いで「あいさつをする程度」が高くなっています。前回調査との比較では、「家を行き来するなど親しくつきあっている」が少し減少しています。

【前回調査】単数回答（N=401）

区分	件数(件)	割合(%)
1 家を行き来するなど親しくつきあっている	94	23.4
2 顔が会えば立ち話をする程度	151	37.7
3 あいさつをする程度	127	31.7
4 ほとんどつきあいはない	21	5.2
5 隣近所にどんな人が住んでいるかわからない	4	1.0
未回答	4	1.0

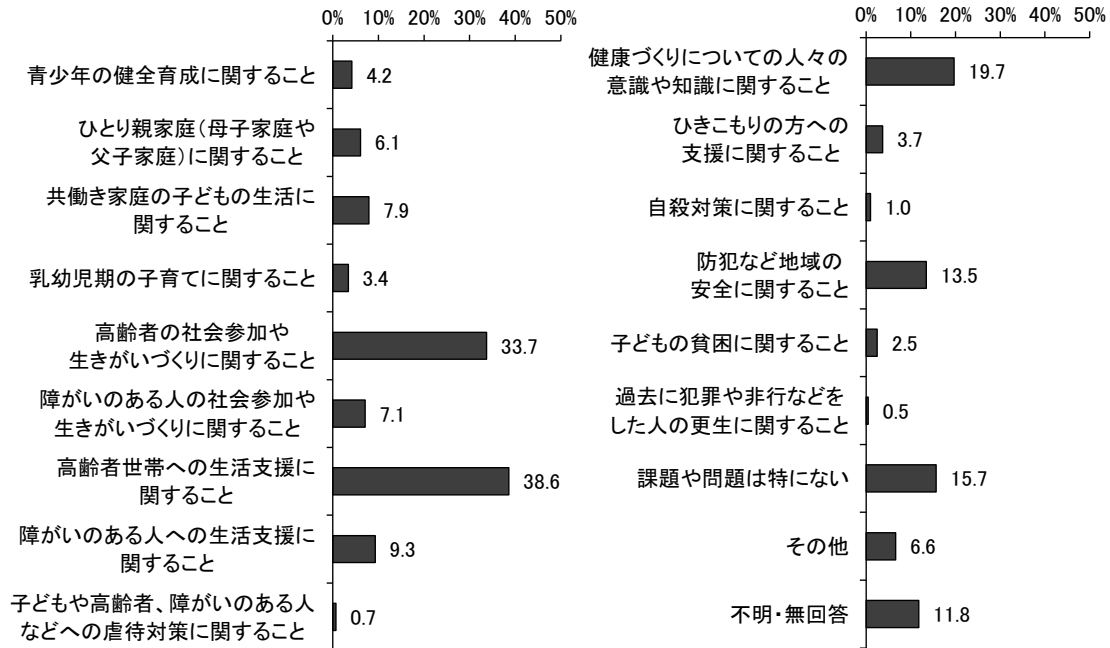
【クロス集計結果】〈年齢別・家族構成別・居住地域別〉

	上段：件数(件) 下段：割合(%)	家を行き来 するなど親し くつきあっ ている	顔が会えば 立ち話をする 程度	あいさつをす る程度	ほとんどつき あいはない	隣近所にど んな人が住 んでいるか わからない	不明・無回 答	
年齢別	20～29歳(N=3)	-	-	3	-	-	-	
	30～39歳(N=18)	-	3	13	2	-	-	
	40～49歳(N=34)	1 2.9	12 35.3	18 52.9	3	8.8	-	
	50～59歳(N=47)	6 12.8	11 23.4	25 53.2	4	8.5	1 2.1	
	60～69歳(N=102)	12 11.8	49 48.0	34 33.3	3	2.9	4 3.9	
	70歳以上(N=199)	49 24.6	92 46.2	45 22.6	9	4.5	4 2.0	
	家族構成別	単身世帯(1人)(N=96)	19 19.8	44 45.8	24 25.0	6 6.3	-	3 3.1
夫婦だけ(1世代世帯) (N=137)		24 17.5	65 47.4	37 27.0	8 5.8	-	3 2.2	
親と子(2世代世帯) (N=123)		19 15.4	43 35.0	51 41.5	7 5.7	1 0.8	2 1.6	
祖父母と親と子 (3世代世帯)(N=31)		4 12.9	12 38.7	15 48.4	-	-	-	
その他(N=13)		2 15.4	3 23.1	8 61.5	-	-	-	
居住地域別		内海地域(N=27)	7 25.9	8 29.6	10 37.0	2 7.4	-	-
		御荘地域(N=140)	16 11.4	54 38.6	57 40.7	9 6.4	-	4 2.9
	城辺地域(N=131)	20 15.3	51 38.9	50 38.2	7 5.3	1 0.8	2 1.5	
	一本松地域(N=69)	19 27.5	35 50.7	10 14.5	3 4.3	-	2 2.9	
	西海地域(N=39)	7 17.9	21 53.8	11 28.2	-	-	-	

年齢別では60歳代以上、家族構成別では単身や夫婦だけの世帯が、「顔が会えば立ち話をする程度」の近所づきあいをする割合が高くなっています。居住地域別では一本松地域、西海地域において、「顔が会えば立ち話をする程度」の近所づきあいをする割合が高くなっています。城辺地域においては、「顔が会えば立ち話をする程度」の割合が高いものの、「あいさつをする程度」との割合にあまり差はみられません。

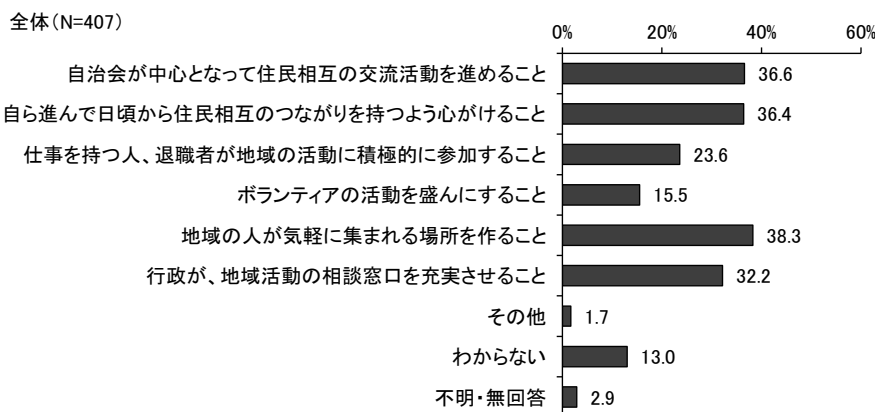
⑨居住地域における課題や問題（複数回答）

全体(N=407)



「高齢者世帯への生活支援に関すること」が最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関すること」が高くなっています。

⑩地域の生活課題に対する住民相互の協力のために、必要だと思うこと（複数回答）



「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」が最も高く、次いで「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」や「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること」が高くなっています。前回調査は単数回答であるため、今回調査との比較はできませんが、上位項目として「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること」と「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」が同率で最も高くなっています。

【前回調査】単数回答 (N=305)

区分	件数(件)	割合 (%)
1 自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること	48	15.7
2 自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること	77	25.3
3 仕事を持つ人、退職者が地域の活動に積極的に参加すること	22	7.2
4 ボランティアやNPO(民間非営利組織)の活動を盛んにすること	17	5.6
5 地域の人が気軽に集まれる場所を作ること	77	25.3
6 行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること	47	15.4
7 その他	0	0.0
8 わからない	13	4.3
未回答	4	1.3

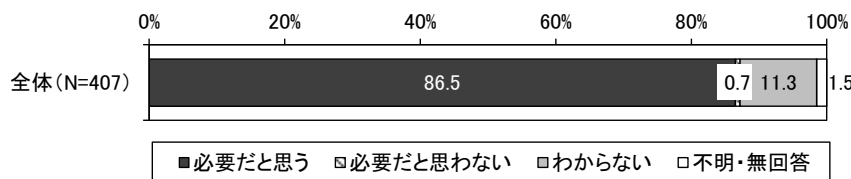
※今回調査「ボランティアの活動を盛んにすること」→前回調査「ボランティアやNPO(民間非営利組織)の活動を盛んにすること」
 今回調査「行政が、地域活動の相談窓口を充実させること」→前回調査「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること」

【クロス集計結果】〈性別・年齢別・家族構成別・居住地域別〉

	自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること	自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること	仕事を持つ人、退職者が地域の活動に積極的に参加すること	ボランティアの活動を盛んにすること	地域の人が気軽に集まれる場所を作ること	行政が、地域活動の相談窓口を充実させること	その他	わからない	不明・無回答
性別									
男性(N=235)	108 46.0	81 34.5	70 29.8	35 14.9	80 34.0	77 32.8	1 0.4	25 10.6	4 1.7
女性(N=162)	40 24.7	64 39.5	26 16.0	27 16.7	74 45.7	52 32.1	6 3.7	26 16.0	6 3.7
年齢別									
20~29歳(N=3)	-	-	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	2 66.7	-
30~39歳(N=18)	5 27.8	5 27.8	3 16.7	2 11.1	7 38.9	5 27.8	1 5.6	3 16.7	-
40~49歳(N=34)	11 32.4	19 55.9	10 29.4	5 14.7	13 38.2	9 26.5	-	3 8.8	-
50~59歳(N=47)	20 42.6	14 29.8	13 27.7	8 17.0	19 40.4	17 36.2	-	4 8.5	1 2.1
60~69歳(N=102)	36 35.3	40 39.2	29 28.4	15 14.7	36 35.3	31 30.4	1 1.0	16 15.7	2 2.0
70歳以上(N=199)	76 38.2	69 34.7	40 20.1	32 16.1	79 39.7	68 34.2	5 2.5	25 12.6	7 3.5
家族構成別									
単身世帯(1人)(N=96)	29 30.2	39 40.6	17 17.7	16 16.7	38 39.6	29 30.2	4 4.2	19 19.8	3 3.1
夫婦だけ(1世代世帯)(N=137)	56 40.9	51 37.2	41 29.9	17 12.4	44 32.1	54 39.4	1 0.7	12 8.8	2 1.5
親と子(2世代世帯)(N=123)	50 40.7	42 34.1	25 20.3	22 17.9	50 40.7	32 26.0	2 1.6	16 13.0	5 4.1
祖父母と親と子(3世代世帯)(N=31)	11 35.5	9 29.0	7 22.6	3 9.7	15 48.4	8 25.8	-	6 19.4	1 3.2
その他(N=13)	2 15.4	4 30.8	4 30.8	3 23.1	5 38.5	7 53.8	-	-	-
居住地域別									
内海地域(N=27)	11 40.7	10 37.0	6 22.2	5 18.5	12 44.4	9 33.3	1 3.7	3 11.1	-
御荘地域(N=140)	48 34.3	44 31.4	26 18.6	24 17.1	52 37.1	48 34.3	3 2.1	20 14.3	5 3.6
城辺地域(N=131)	49 37.4	48 36.6	25 19.1	19 14.5	53 40.5	40 30.5	2 1.5	21 16.0	4 3.1
一本松地域(N=69)	22 31.9	33 47.8	26 37.7	8 11.6	24 34.8	16 23.2	1 1.4	7 10.1	2 2.9
西海地域(N=39)	19 48.7	13 33.3	13 33.3	7 17.9	15 38.5	18 46.2	-	2 5.1	-

性別では、男性においては自治会中心の交流活動の推進、女性においては地域で気軽に集まることのできる場所づくりを必要と考える割合がそれぞれ高く、男女間で違いが出ています。居住地域別では、自治会加入割合が最も低い西海地域において、「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」の割合が最も高くなっています。

⑪地域での生活課題に対する、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係の必要性
(単数回答)

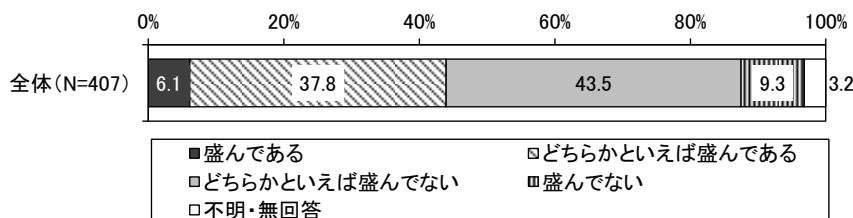


「必要だと思う」が8割以上と大半の人が地域での住民相互の支え合い、助け合いの関係を必要だと考えています。前回調査との比較では、「必要だと思う」が増加しています。

【前回調査】単数回答 (N=401)

	区分	件数(件)	割合(%)
1	必要だと思う	305	76.1
2	必要だと思わない	16	4.0
3	わからない	67	16.7
	未回答	13	3.2

⑫居住地域での住民相互の支え合い、助け合い活動の程度 (単数回答)



「盛んである」「どちらかといえば盛んである」の割合の合計が約4割となっています。

コラム 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係とは？

高齢者や障がい者、子育て中の方などの日常生活には、ちょっとした困りごとがたくさんあります。これらの人が社会から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日頃から身近な地域でつながりを持ち、困ったときはお互いに助け合うことができる関係づくりが大切です。

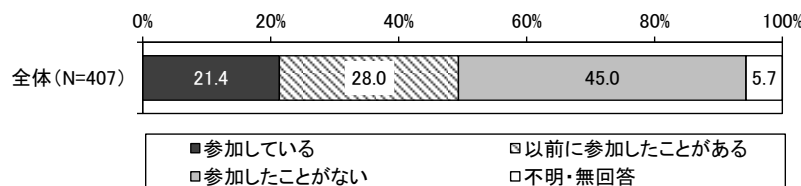
日々の生活の中で起こるゴミ出しや庭の草取り、買い物などの困りごとを地域の皆さんで助け合ったり、身近な地域の中で高齢者の日常生活や子どもの登下校などを見守ったりすることが「住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係」です。

【クロス集計結果】〈年齢別・家族構成別・居住地域別〉

	上段:件数(件) 下段:割合(%)	盛んである	どちらかとい えば盛んで ある	どちらかとい えば盛んで ない	盛んでない	不明・無回 答	
年齢別	20～29歳(N=3)	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	
	30～39歳(N=18)	-	6 33.3	10 55.6	1 5.6	1 5.6	
	40～49歳(N=34)	1 2.9	16 47.1	14 41.2	3 8.8	-	
	50～59歳(N=47)	6 12.8	19 40.4	18 38.3	3 6.4	1 2.1	
	60～69歳(N=102)	5 4.9	40 39.2	44 43.1	7 6.9	6 5.9	
	70歳以上(N=199)	13 6.5	71 35.7	88 44.2	23 11.6	4 2.0	
	家族構成別	単身世帯(1人)(N=96)	11 11.5	26 27.1	43 44.8	10 10.4	6 6.3
夫婦だけ(1世代世帯)(N=137)		7 5.1	56 40.9	62 45.3	9 6.6	3 2.2	
親と子(2世代世帯)(N=123)		7 5.7	48 39.0	52 42.3	14 11.4	2 1.6	
祖父母と親と子(3世代世帯)(N=31)		-	20 64.5	10 32.3	1 3.2	-	
その他(N=13)		-	3 23.1	7 53.8	3 23.1	-	
居住地域別		内海地域(N=27)	2 7.4	10 37.0	13 48.1	1 3.7	1 3.7
		御荘地域(N=140)	8 5.7	46 32.9	64 45.7	17 12.1	5 3.6
	城辺地域(N=131)	4 3.1	48 36.6	64 48.9	13 9.9	2 1.5	
	一本松地域(N=69)	5 7.2	31 44.9	24 34.8	5 7.2	4 5.8	
	西海地域(N=39)	6 15.4	19 48.7	12 30.8	2 5.1	-	

年齢別では、40歳代において「盛んである」「どちらかといえば盛んである」の割合の合計と、「どちらかといえば盛んでない」「盛んでない」の割合の合計がともに5割で、回答が二分化する結果となっています。また、50歳代では「盛んである」「どちらかといえば盛んである」の割合の合計が5割を超えています。家族構成別では祖父母と親と子の世帯、居住地域別では一本松地域、西海地域においても同様の結果となっています。

⑬ボランティア活動の参加状況（単数回答）



「参加したことがない」が最も高く、次いで「以前に参加したことがある」が高くなっています。前回調査との比較では、「参加したことがない」が少し減少しています。

【前回調査】単数回答（N=401）

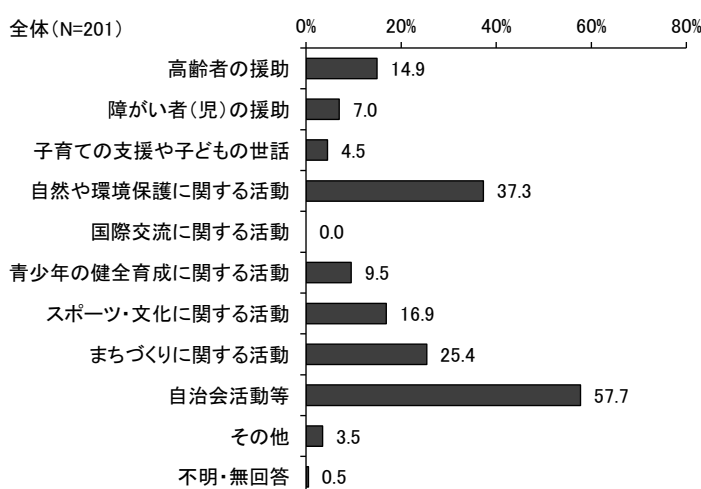
	区分	件数(件)	割合(%)
1	参加している	82	20.5
2	以前に参加したことがある	108	26.9
3	参加したことがない	203	50.6
	未回答	8	2.0

【クロス集計結果】〈性別・年齢別・居住地域別〉

	上段:件数(件) 下段:割合(%)	参加している	以前に参加したことがある	参加したことがない	不明・無回答
性別	男性(N=235)	59 25.1	66 28.1	96 40.9	14 6.0
	女性(N=162)	27 16.7	44 27.2	83 51.2	8 4.9
年齢別	20～29歳(N=3)	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-
	30～39歳(N=18)	4 22.2	8 44.4	6 33.3	-
	40～49歳(N=34)	7 20.6	13 38.2	12 35.3	2 5.9
	50～59歳(N=47)	15 31.9	14 29.8	18 38.3	-
	60～69歳(N=102)	21 20.6	23 22.5	52 51.0	6 5.9
	70歳以上(N=199)	38 19.1	53 26.6	94 47.2	14 7.0
	居住地域別	内海地域(N=27)	10 37.0	9 33.3	3 11.1
御荘地域(N=140)		28 20.0	39 27.9	64 45.7	9 6.4
城辺地域(N=131)		17 13.0	37 28.2	73 55.7	4 3.1
一本松地域(N=69)		23 33.3	17 24.6	26 37.7	3 4.3
西海地域(N=39)		9 23.1	11 28.2	17 43.6	2 5.1

性別では、男性の方が女性よりも、ボランティア活動の参加経験がある（「参加している」「以前に参加したことがある」）の割合の合計）割合が高い結果となっています。また、年齢別では20歳代から50歳代までがボランティア活動の参加経験がある割合が5割を超えています。居住地域別では内海地域、一本松地域、西海地域において、ボランティア活動の参加経験がある割合が5割を超えています。

⑭参加している（した）ボランティア活動の内容（複数回答）



「自治会活動等」が最も高く、次いで「自然や環境保護に関する活動」が高くなっています。前回調査との比較では、「自治会活動等」や「自然や環境保護に関する活動」が増加しています。

【前回調査】複数回答 (N=190) 《N数を母数に件数を除して再集計》

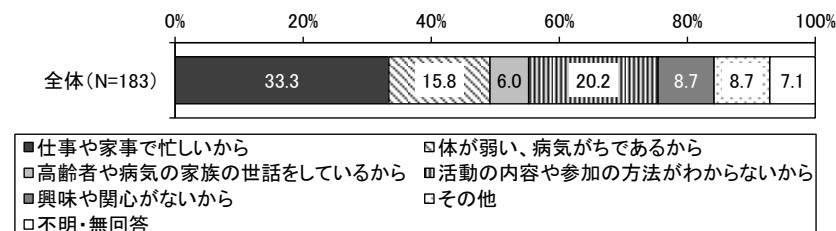
区分	件数(件)	割合(%)
1 高齢者の援助	34	17.9
2 障がい者(児)の援助	26	13.7
3 子育ての支援や子どもの世話	18	9.5
4 自然や環境保護に関する活動	54	28.4
5 国際交流に関する活動	8	4.2
6 青少年の健全育成に関する活動	15	7.9
7 スポーツ・文化に関する活動	44	23.2
8 まちづくりに関する活動	39	20.5
9 自治会活動等	90	47.4
10 その他	7	3.7

【クロス集計結果】〈性別〉

上段:件数(件) 下段:割合(%)		高齢者の援助	障がい者(児)の援助	子育ての支援や子どもの世話	自然や環境保護に関する活動	国際交流に関する活動	青少年の健全育成に関する活動	スポーツ・文化に関する活動	まちづくりに関する活動	自治会活動等	その他	不明・無回答
性別	男性(N=125)	15 12.0	9 7.2	3 2.4	53 42.4	-	13 10.4	23 18.4	34 27.2	83 66.4	2 1.6	1 0.8
	女性(N=71)	14 19.7	5 7.0	5 7.0	21 29.6	-	6 8.5	10 14.1	17 23.9	30 42.3	5 7.0	-

性別では、回答のあった選択肢の「高齢者の援助」「子育ての支援や子どもの世話」「その他」を除くすべての項目で、男性の方が女性よりも割合が高い結果となっています。

⑮ボランティア活動に参加したことがない理由（単数回答）

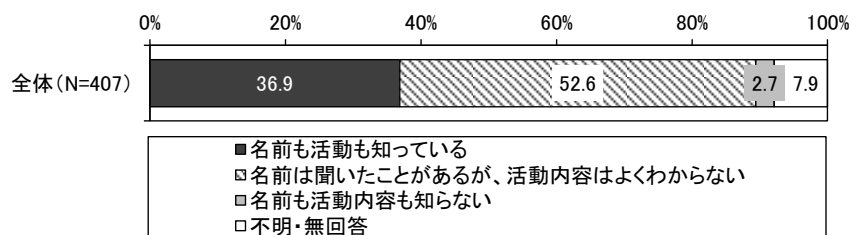


「仕事や家事で忙しいから」が最も高く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからないから」が高くなっています。前回調査との比較では、「仕事や家事で忙しいから」が増加しています。

【前回調査】単数回答 (N=203)

区分	件数(件)	割合(%)
1 仕事や家事で忙しいから	49	24.1
2 体が弱い、病気がちであるから	39	19.2
3 高齢者や病気の家族の世話をしているから	19	9.4
4 活動の内容や参加の方法がわからないから	55	27.1
5 興味や関心がないから	21	10.3
6 その他	12	5.9
未回答	8	3.9

⑩愛南町社会福祉協議会の認知状況（単数回答）

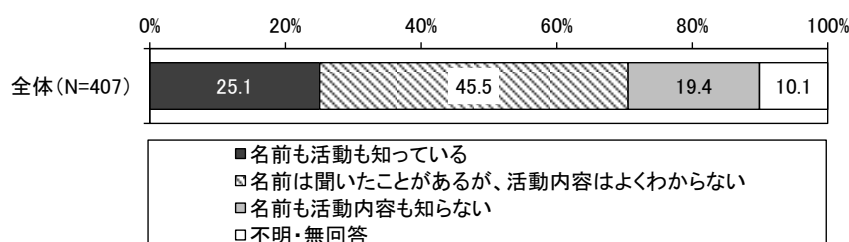


【前回調査】単数回答（N=401）

区分	件数(件)	割合 (%)
1 名前も活動も知っている	152	37.9
2 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない	215	53.6
3 名前も活動内容も知らない	26	6.5
未回答	8	2.0

「名前も活動も知っている」と「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」の合計が89.5%と、愛南町に住む多くの人が、愛南町社会福祉協議会のことを認知していると回答しています。前回調査との比較では、「名前も活動内容も知らない」が少し減少しています。

⑪地域包括支援センターの認知状況（単数回答）



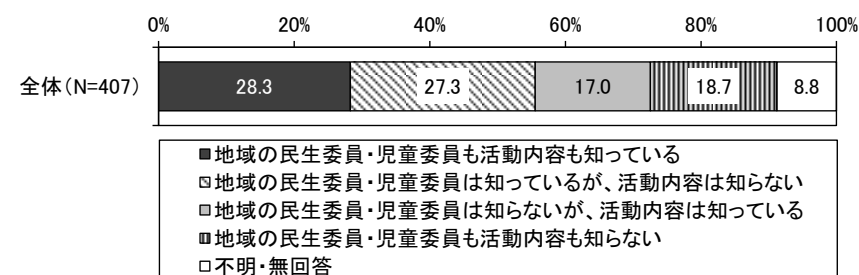
【クロス集計結果】〈年齢別〉

年齢別	上段: 件数(件) 下段: 割合 (%)	名前も活動も知っている	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない	名前も活動内容も知らない	不明・無回答
20～29歳 (N=3)	-	-	1	-	2
			33.3		66.7
30～39歳 (N=18)	10	6	2	-	-
	55.6	33.3	11.1		
40～49歳 (N=34)	14	11	8	1	-
	41.2	32.4	23.5	2.9	
50～59歳 (N=47)	9	22	12	4	-
	19.1	46.8	25.5	8.5	
60～69歳 (N=102)	22	50	20	10	-
	21.6	49.0	19.6	9.8	
70歳以上 (N=199)	46	93	37	23	-
	23.1	46.7	18.6	11.6	

「名前も活動も知っている」と「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」の合計が70.6%と、愛南町に住む多くの人が、地域包括支援センターのことを認知していると回答しています。

年齢別では、30歳代から40歳代で地域包括支援センターの「名前も活動も知っている」割合が、最も高くなっています。

⑫居住地域の民生委員・児童委員の認知状況（単数回答）



【前回調査】単数回答（N=401）

区分	件数(件)	割合 (%)
1 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている	110	27.4
2 地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない	117	29.2
3 地域の民生委員・児童委員は知らないが、活動内容は知っている	60	15.0
4 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない	108	26.9
未回答	6	1.5

「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている」が最も高く、次いで「地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない」が高くなっています。前回調査との比較では、「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない」が減少しています。

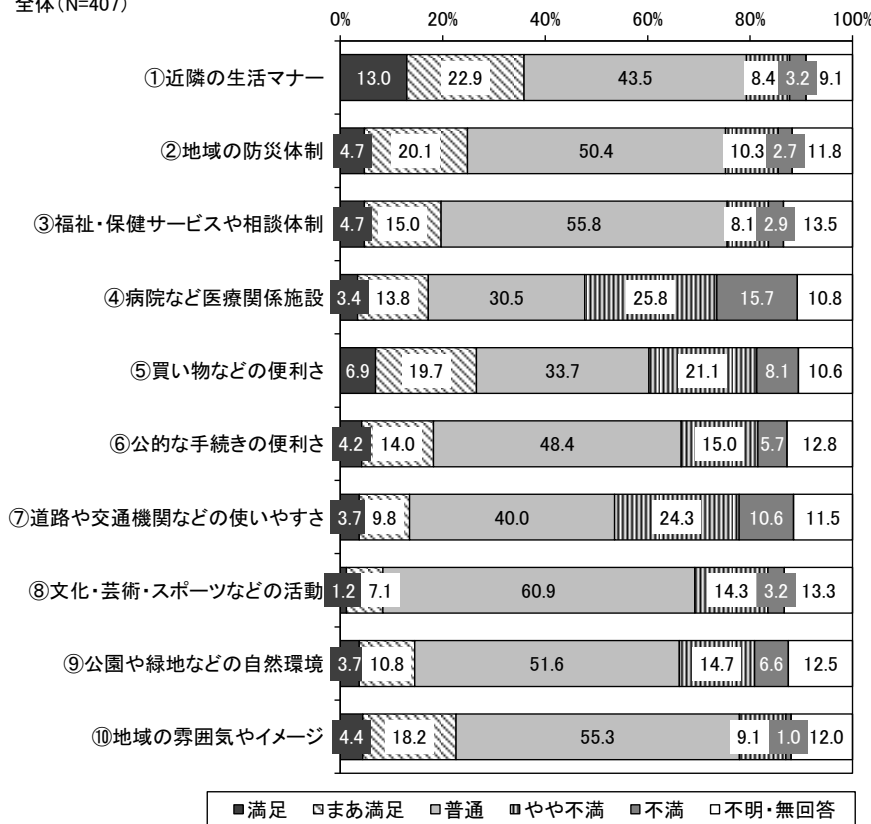
【クロス集計結果】〈年齢別・居住地域別・居住年数別〉

	上段:件数(件) 下段:割合(%)	地域の民生委員・ 児童委員も活動内 容も知っている	地域の民生委員・ 児童委員は知って いるが、活動内容 は知らない	地域の民生委員・ 児童委員は知らな いが、活動内容は 知っている	地域の民生委員・ 児童委員も活動内 容も知らない	不明・無回答
年齢別	20～29歳(N=3)	-	1 33.3	-	-	2 66.7
	30～39歳(N=18)	4 22.2	5 27.8	5 27.8	4 22.2	-
	40～49歳(N=34)	8 23.5	7 20.6	7 20.6	11 32.4	1 2.9
	50～59歳(N=47)	12 25.5	14 29.8	8 17.0	9 19.1	4 8.5
	60～69歳(N=102)	25 24.5	29 28.4	18 17.6	19 18.6	11 10.8
	70歳以上(N=199)	65 32.7	53 26.6	30 15.1	33 16.6	18 9.0
	居住地域別	内海地域(N=27)	8 29.6	8 29.6	4 14.8	2 7.4
御荘地域(N=140)		39 27.9	36 25.7	22 15.7	34 24.3	9 6.4
城辺地域(N=131)		30 22.9	31 23.7	25 19.1	29 22.1	16 12.2
一本松地域(N=69)		22 31.9	22 31.9	12 17.4	8 11.6	5 7.2
西海地域(N=39)		16 41.0	14 35.9	5 12.8	3 7.7	1 2.6
居住年数別		1年未満(N=1)	-	-	1 100.0	-
	1～5年未満(N=11)	3 27.3	2 18.2	1 9.1	3 27.3	2 18.2
	5～10年未満(N=10)	1 10.0	1 10.0	4 40.0	3 30.0	1 10.0
	10～20年未満(N=22)	5 22.7	4 18.2	6 27.3	5 22.7	2 9.1
	20～30年未満(N=33)	4 12.1	12 36.4	7 21.2	6 18.2	4 12.1
	30年以上(N=326)	102 31.3	91 27.9	49 15.0	58 17.8	26 8.0

民生委員・児童委員を把握している割合(「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている」「地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない」の割合の合計)については、年齢別では40歳代が低くなっています。居住地域別では城辺地域が低くなっています。居住年数別では5～10年未満が低くなっています。

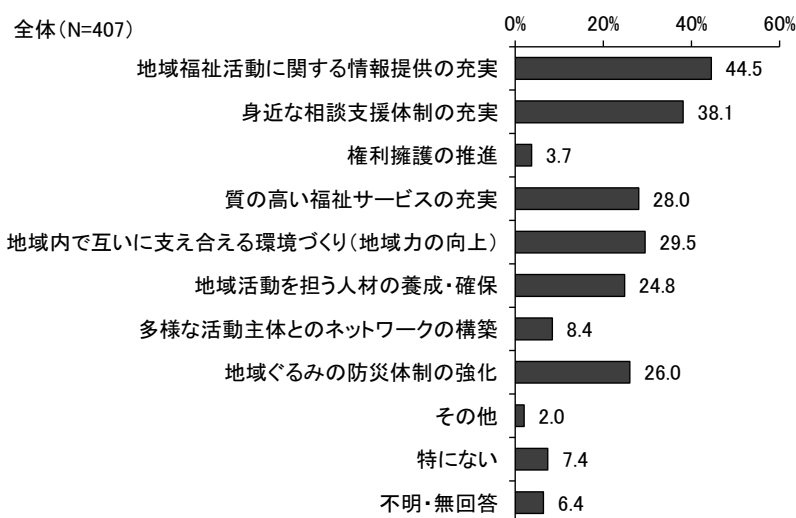
⑩現在住んでいる地域の暮らしやすさ(単数回答)

全体(N=407)



10項目中の『満足(「満足」「まあ満足」の合計)』が高いものは、[①近隣の生活マナー]や[⑤買い物などの便利さ]が高くなっています。一方、『不満(「やや不満」「不満」の合計)』では、[④病院など医療関係施設]や[⑦道路や交通機関などの使いやすさ]が高くなっています。

②地域福祉推進のために、今後必要だと思うこと（複数回答）



「地域福祉活動に関する情報提供の充実」が最も高く、次いで「身近な相談支援体制の充実」が高くなっています。前回調査との比較では、「地域福祉活動に関する情報提供の充実」が増加している一方、「地域内で互いに支え合える環境づくり(地域力の向上)」が減少しています。

【前回調査】複数回答3つまで (N=401) 《N数を母数に件数を除して再集計》

区分	件数(件)	割合(%)
1 地域福祉活動に関する情報提供の充実	118	29.4
2 身近な相談支援体制の充実	183	45.6
3 権利擁護の推進	8	2.0
4 良質な福祉サービスの充実	133	33.2
5 地域内で互いに支え合える環境づくり(地域力の向上)	176	43.9
6 地域活動を担う人材の養成・確保	115	28.7
7 多様な活動主体とのネットワークの構築	42	10.5
8 地域ぐるみの防災体制の強化	110	27.4
9 その他	2	0.5
10 特になし	20	5.0

※今回調査「質の高い福祉サービスの充実」→前回調査「良質な福祉サービスの充実」

【クロス集計結果】〈年齢別〉

上段: 件数(件) 下段: 割合(%)	地域福祉活動に関する情報提供の充実	身近な相談支援体制の充実	権利擁護の推進	質の高い福祉サービスの充実	地域内で互いに支え合える環境づくり(地域力の向上)	地域活動を担う人材の養成・確保	多様な活動主体とのネットワークの構築	地域ぐるみの防災体制の強化	その他	特になし	不明・無回答
20~29歳(N=3)	1 33.3	-	-	2 66.7	-	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3	-
30~39歳(N=18)	9 50.0	5 27.8	1 5.6	7 38.9	5 27.8	11 61.1	5 27.8	4 22.2	2 11.1	4 22.2	-
40~49歳(N=34)	16 47.1	7 20.6	1 2.9	7 20.6	12 35.3	8 23.5	3 8.8	12 35.3	2 5.9	1 2.9	1 2.9
50~59歳(N=47)	24 51.1	15 31.9	3 6.4	14 29.8	8 17.0	14 29.8	10 21.3	14 29.8	3 6.4	3 6.4	-
60~69歳(N=102)	47 46.1	51 50.0	4 3.9	35 34.3	22 21.6	23 22.5	7 6.9	23 22.5	1 1.0	5 4.9	7 6.9
70歳以上(N=199)	82 41.2	76 38.2	6 3.0	48 24.1	73 36.7	43 21.6	9 4.5	51 25.6	2 1.0	20 10.1	17 8.5

年齢別では、20歳代では「質の高い福祉サービスの充実」、30歳代では「地域活動を担う人材の養成・確保」、60歳代では「身近な相談支援体制の充実」、それ以外の年齢区分では「地域福祉活動に関する情報提供の充実」が、今後の地域福祉の推進に必要だと考えることとして、割合が最も高くなっています。

3 団体ヒアリング調査結果からみる愛南町

(1) 調査の目的

愛南町における地域福祉の現状及び関係団体の意向を把握し、「第4次愛南町地域福祉計画」策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査の仕様

ヒアリング調査を実施した関係団体・機関は以下のとおりです。調査にあたっては、対面での聞き取り方式にて、各団体の活動や地域福祉の実現するために必要なこと等について、おうかがいしました。

■ヒアリング期間

令和2年12月9日～12月14日

■ヒアリング対象団体

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ・ NPO 法人ハート in ハートなんぐん市場 | ・ 愛南町社会福祉協議会 |
| ・ 愛南町ボランティア連絡会 | ・ 手話サークル「わたげ」 |
| ・ 愛南おれんじの会 | ・ 愛南町身体障害者福祉協議会 |
| ・ 自主防災会（栄町地区） | ・ 愛南町民生児童委員協議会 |
| ・ 子育て支援グループこぶたたんぼぽ
ポケットとんぼ | ・ 愛南町老人クラブ連合会 |

(3) ヒアリング結果

関係団体からいただいた意見について、以下の分野別に整理をしました。

■地域のつながりや居場所づくり

- ・ 子育て中の親子が集まる場所の提供をしており、困った時や病気をした時、書類の出し方などについて情報交換をしたりすることができている。しかし、子どもの数が減っており、昔に比べて地域や隣近所のつながりがつくれなくなっている。
- ・ 地域の中で孤立したり、隣近所と付き合いがない人のことを知ることができない。そういった人については、行政から拾い上げられるようにしてほしい。
- ・ 地域ごとに抱える課題は多様で、地域の座談会などで把握するように努めていたが、今後はより地域に根差した取り組みを考えていく必要がある。
- ・ 区長の負担が増加しており、地区によっては人口が大幅に減って地域を維持することが難しくなりつつある。地区の合併というの、地域を守るために必要ではないか。

■地域活動や福祉の担い手の確保・育成

- ・地域活動に参画してもらえらる人材の確保が極めて難しくなっている。町内だけでは、維持できなくなりつつある現状もあり、町外の人を集めることが必要になっている。
- ・仮に参加してもらえらる場合でも、ボランティアではなく雇用という形態をとる場合、雇うための財源の確保も難しくなっている。
- ・地域の団体に参画する人の減少だけでなく、資格を持っている専門職の確保も難しくなっている。
- ・地域で活動している団体は、なんとか継続してやっているが、高齢化が進んでいることから将来的に活動を維持できなくなる恐れがある。
- ・住民のまちづくりへの参画や地域福祉への貢献に対する関心が低い。
- ・仕事をしている人は時間が取れなく、定年も伸びていることからなかなか地域の担い手として活躍しづらくなっているが、様々な分野で自身の能力を活かして活動してくれる人が出てくれば、地域活動も活発になっていくと思う。
- ・地域のお祭りの担い手も減少しており、当番や太鼓のかき手が集まらないところも出てきている。
- ・住民一人ひとりが他人事ではなく、“我が事”として地域の問題や課題を捉え、住民自身で課題解決をしていくような仕組みをつくっていくことが大切。
- ・活動をしていても参加者が固定化されてきてしまい、新しい人がこずマンネリ化してしまう傾向にある。
- ・民生委員のなり手が少なく、高齢者が多いが高齢者も 75 歳までが限界で、継いでもらえる人がどんどん少なくなっている。

■安心・安全なまちづくり

- ・高齢化により福祉人材が減っており、介護が必要な人を支えるためのサービスを充実させていく必要がある。
- ・相談支援を充実させることで、福祉サービスを受けたくても受けられない人が出てこないようにする体制をつくる必要がある。
- ・支援学校までの通学支援や、障がいのある子どもや発達支援が必要な子どもの居場所づくりなどに取り組んでいる。住民主体の取り組みを充実させることも重要だが、住まいの場や生活介護、医療施設などの資源の充実は行政にしかできないことであり、そちらについては、行政側からアプローチをしてほしい。
- ・成年後見制度や生活困窮対策について、大々的には取り組むことができていないが、よりよい地域づくりのために、取り組める範囲から取り組みを進めている。
- ・防災教育については、小中学校だけでなく、もっと早い幼稚園・保育園からでも受ける機会があると良い。
- ・住民の防災に関する意識が高くない。もっと防災活動に積極的に参加をしてほしい。
- ・障がいの有無や年齢などに捉われず、多くの人が交流しあえる地域づくりをしていかなければならない。

■支え合いや連携の体制づくり

- ・障がいのある人による農業への参画を約 10 年前から取り組んでおり、農福連携によって、農業の担い手不足の解消、農業の維持に貢献しつつ、障がいのある人の雇用を産出している。
- ・社会福祉法人、社協、保育園などで連携して、福祉教育を推進している。
- ・民生委員と社協で見守り活動をしている。
- ・活動している団体の活動自立支援を行う、独立した事務局を持ち、個々の団体ごとに組織化し、連携して取り組みを進めているため、団体ごとに理念を持った活動をしつつ、必要な時に協力や連携を取れる体制がつけられている。
- ・団体によっては、福祉関係の活動団体だけでなく、商工会や診療所と緩やかな連携を取りながら活動をしている。
- ・福祉に携わる者として、“断らない相談”を目指していく必要がある。そのためには、制度だけで救えない人に対して寄り添った支援をしていくことと、団体や行政がしっかりと連携して、包括的に支援をしていくことが重要である。

■その他

- ・愛南町は地域のつながりが比較的色彩濃く残っているまちである。地区ごとに活動が活発であり、それは愛南町の魅力である。
- ・情報発信が弱く、愛南町の魅力をもっと発信していかなければ町外から人が集まってくれないし、町内の人でも出ていってしまう。
- ・産業や経済面で愛南町は強みがあまりなく、今後存続していくことができるのか不安を感じる。
- ・愛南町の魅力は海、山、自然、おいしいもの。これが地元の人にとっては当たり前かもしれないが、町外の人にとっては魅力になる。
- ・空き家の増加というのが問題になってきているが、福祉の活動団体では対処が難しい。
- ・あいなんバスの本数が少なかったり、福祉タクシーの利用条件が厳しかったりと、障がいのある人や高齢者が交通について困ることが多いので改善が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、満足に活動ができなかったり、交流する機会が減ったことが多い。活動に向けて、行政から「活動をする際に気を付けること」のような線引きをしてもらえると、活動がしやすい。

4 地域福祉をめぐる愛南町の現状と課題

統計データ、住民アンケート、関係団体ヒアリングなどから把握した現状を踏まえ、地域福祉施策にかかる課題を、以下のようにとりまとめました。

(1) 情報提供・相談体制について

- ◇愛南町の総世帯数が減少傾向にあるのに対し、生活保護世帯の数は横ばいで推移していることから、生活困窮者の割合が増加していることが考えられます。生活困窮に関する相談を漏れなく受け入れる体制を整備するとともに、相談に来られない人々を早期発見し、支援につなぐことも重要になります。
- ◇福祉サービスや施設など、福祉に関連する情報について「ほとんど知らない」と回答した方が4割であり、現時点でサービスが必要でない方である可能性も考えられますが、将来的には誰もが必要になる情報であることを踏まえ、福祉についての知識や情報を提供していくことは重要です。
- ◇福祉に関する情報の入手方法として、多くの人は町の広報紙から情報を入手しています。また、60歳代以上の世代では回覧板やあいなんテレビ・ラジオから情報を入手する人が多い一方で、40歳代までの若い世代は町のホームページやインターネット・SNSから情報を入手する人が多い傾向にあり、若者への情報発信については、ホームページやSNS、アプリなどのインターネットを介した情報発信が効果的であることがわかります。その他には、福祉サービスの充実として「サービスに関する情報提供窓口を増やす」と回答した方が2割であり、必要な情報を得やすくするための工夫も求められます。
- ◇地域福祉推進のために今後必要だと思うことでは、地域福祉活動に関する情報提供の充実、身近な相談支援体制が上位2位となっています。また、地域での暮らしやすさ（10項目）について満足度をみると、[福祉・保健サービスや相談体制]で、『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が約2割となっています。情報が行き渡らないことで、住民が不安や悩みを抱えた場合に、相談窓口へつながることが難しいケースも予測されるため、相談支援へのスムーズな利用につながるよう、関係機関の連携など相談体制の整備が求められます。
- ◇地域の活動団体からは、地域の中の支え合いで相談に乗ったり、情報を共有したりすることができている一方で、地域に出てこない人や孤立しがちな世帯に対しては、行政からのアプローチが必要であると求められています。
- ◇福祉関係の活動団体からは、福祉の担い手として“断らない相談”を目指していく必要があるという声も上がっており、地域共生社会や重層的支援体制の実現に向けて、行政と団体で連携しながら、“断らない相談”を実現できる体制整備を目指していかなければなりません。

(2) 権利擁護について

- ◇福祉サービスの充実に必要なこととして、サービス利用者を保護する権利擁護や苦情対応などの取り組みの充実と回答した方が1割と、一定数みられます。認知症は誰でもなりうる病気であり、高齢化の進行に伴って患者数も増える可能性があるため、権利擁護に関する制度や支援についての周知促進が大切です。
- ◇障がいのある人を支援する団体から、障がいのある人に対する理解を深める必要があるという意見が多く挙げられています。また、地域共生社会の実現のためには、障がいの有無だけではなく、あらゆる人々が対等に接しあえる地域づくりが欠かせないため、地域で暮らす人々が、交流しあえる地域づくりをしていかなければなりません。
- ◇地域で活動する団体の中には、成年後見制度や生活困窮対策などの、制度の狭間に陥りやすい地域課題についても解消に向けた取り組みを進めている団体があります。

(3) 福祉サービスの提供体制について

- ◇出生数や子どもの数が減少しており、幼稚園及び保育園の利用者数が減少しています。今後も子どもの数はますます減少することが考えられることから、子育て支援のサービスについて、ニーズに見合った提供体制と子ども一人ひとりを大切にするための教育・保育の質の向上を図ることが必要です。
- ◇福祉サービスの充実として、サービス提供事業所を増やすことが必要との回答が3割となっています。また、地域での暮らしやすさ(10項目)について満足度をみると、[福祉・保健サービスや相談体制]で、『満足』が約2割となっており、福祉サービス等の利用のしやすさや、多様なニーズに対応できる提供体制の整備が求められます。
- ◇地域での暮らしやすさについて満足度をみると、[公的な手続きの便利さ]で、『不満』(「やや不満」「不満」の合計)と『満足』の割合に、あまり差がみられない結果となっており、誰もが手続きをしやすいシステムの工夫が求められます。
- ◇地域での暮らしやすさについて満足度をみると、[病院など医療関係施設]で『不満』が4割と、10項目の中で最も高い一方、「普通」が3割と最も低い結果となっています。住民の誰もが安心して地域生活を送るためには、医療体制の充実は欠かせない課題解決であり、体制整備の取り組みが求められます。
- ◇地域の活動団体からは、団体でできることをより推進していくことも重要なが、医療や福祉に関する地域資源の充実は行政にしかできないことなので、積極的に取り組みを進めていくことが求められています。

(4) 安心・安全なまちづくりについて

- ◇多発する大災害に備えて必要なこととして、必要物資の備蓄が半数となっており、ほかには地域における日頃からの顔の見える関係づくりが約3割、定期的な避難訓練の実施が2割となっています。災害が起こった時の不安なことでは、避難生活が長引くことや食料や水の確保の心配のほか、素早く避難できないことが回答に挙がっています。本町の統計データでは高齢者が全体の4割を占めており、災害等の避難訓練については、自力での避難が困難になる方の増加も踏まえ、行政だけでなく地域住民も協力しあい、地区など様々な単位での訓練の実施や、食糧等の備蓄、避難所の整備など、災害に備えた様々な取り組みが求められます。
- ◇地域での暮らしやすさについて満足度をみると、[道路や交通機関などの使いやすさ]で、『不満』が3割半ばと2番目に高い結果となっています。また、[買い物などの便利さ]では『満足』と『不満』の割合にあまり差がみられないことから、地域によって利便性に差が出ている可能性がうかがえます。安全面も踏まえ、地域における交通弱者の移動手段の確保や、ハード面での整備の課題解決が求められます。
- ◇地域の活動団体からは、住民の防災意識があまり高くなく、防災活動などへの参加状況は芳しくないことが課題として挙げられています。



(5) ともに支え合う体制について

- ◇自治会の加入状況は6割半ばであり、近所づきあいでは、顔が会えば立ち話をする程度が4割と、あいさつをする程度の割合も含め、前回調査より若干増加がみられるものの、家を行き来するなどの親しいつきあいをする方の割合は減少しています。また、地域での生活課題に対して、住民相互の支え合う関係を必要だと思うと回答した方は8割半ばである一方、実際の支え合い・助け合い活動は『盛んでない』（「どちらかといえば盛んでない」「盛んでない」の合計）が5割と、『盛んである』（「盛んである」「どちらかといえば盛んである」の合計）を若干上回っています。地域福祉推進のために今後必要だと思うことでは、地域内で互いに支え合える環境づくりと回答する方が約3割、住民相互の協力のために必要なことでも、気軽に人が集まれる場所や自治会を中心とした交流活動の推進、住民個人のつながりを持つ心がけなどを回答する方が上位を占めていることから、地域住民のつながる意識や、年齢を問わず交流ができる活動の活性化を目指した取り組みが求められます。
- ◇ボランティア活動の参加状況で参加している（していた）方が約5割と半数の方が経験ありの結果となっています。居住地域における課題等として、高齢者世帯への生活支援や社会参加、生きがいつくりに関することが上位に挙がる一方で、ボランティア経験のある方の活動内容では、高齢者の援助が1割半ばとなっており、生活支援につながるボランティア活動の促進が必要です。参加したことがない方の理由として、仕事や家事で忙しく時間がないことや、活動内容や参加方法がわからないといった回答が上位に挙がっており、新たな人材確保のためにも、情報提供や活動団体を支援する取り組みが求められます。
- ◇愛南町社会福祉協議会の認知状況は前回調査と大きな違いはみられませんが、民生委員・児童委員の認知状況では、地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らないという割合は、前回調査より若干低い結果となっています。地域包括支援センターの認知状況については、名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからないという割合が4割半ばとなっており、制度や事業の積極的な利用を呼びかけるとともに、行政や関係団体等と連携し、地域の課題の把握や情報共有につなげる取り組みが求められます。
- ◇地域の活動団体からは、活動している団体の多くは、個々に活動理念を持って組織だっていることが多く、必要な時には相互に協力や連携をしていることや、地区ごとの活動や、自治会等を通じた交流が活発に行われていることから、地域のつながりが比較的色濃く残っていることが地域特性として挙げられています。今後は、こういった機運を大切にしながら、人と人のふれあいを大切にされた地域づくりを、あらゆる人が行い、“我が事”として地域課題に向き合える住民を増やしていくことが求められます。

第3章 計画のめざす方向

1 計画の基本理念

本町では、町の最上位計画である「愛南町第2次総合計画」において『ともにあゆみ育て創造するまち～第2章～』を町の将来像として掲げ、その実現に向けた健康・福祉分野の基本目標を「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」としています。

本計画においても、この基本目標の実現を目指して施策を推進していきますが、地域福祉の推進にあたっては、より具体的な取り組みの方向性を定める必要があります。

前回計画策定後、本町では計画に基づき、地域で支え合い、困っていることは互いに助け合える地域づくりを進め、住民の交流や支え合いの土台づくりに取り組みました。その中で、住民の主体的な活動が活性化したり、アンケート結果で、地域福祉に対して意欲的な回答が見られる等、徐々に成果が出てきています。

しかし、変化の激しい時代の中で、人々が日常生活で抱える課題は多様化・細分化していき、地域の中ですべて解決することは難しくあることも事実です。これからは、地域の中で解決できることは地域で解決しつつ、解決できないことは、行政や活動団体等が協力して、町全体で解決していく体制づくりが必要です。こういった地域をつくることで、本町は誰もが安心して、生き生きと暮らせる「地域共生社会」が実現された素晴らしいまちになることができます。

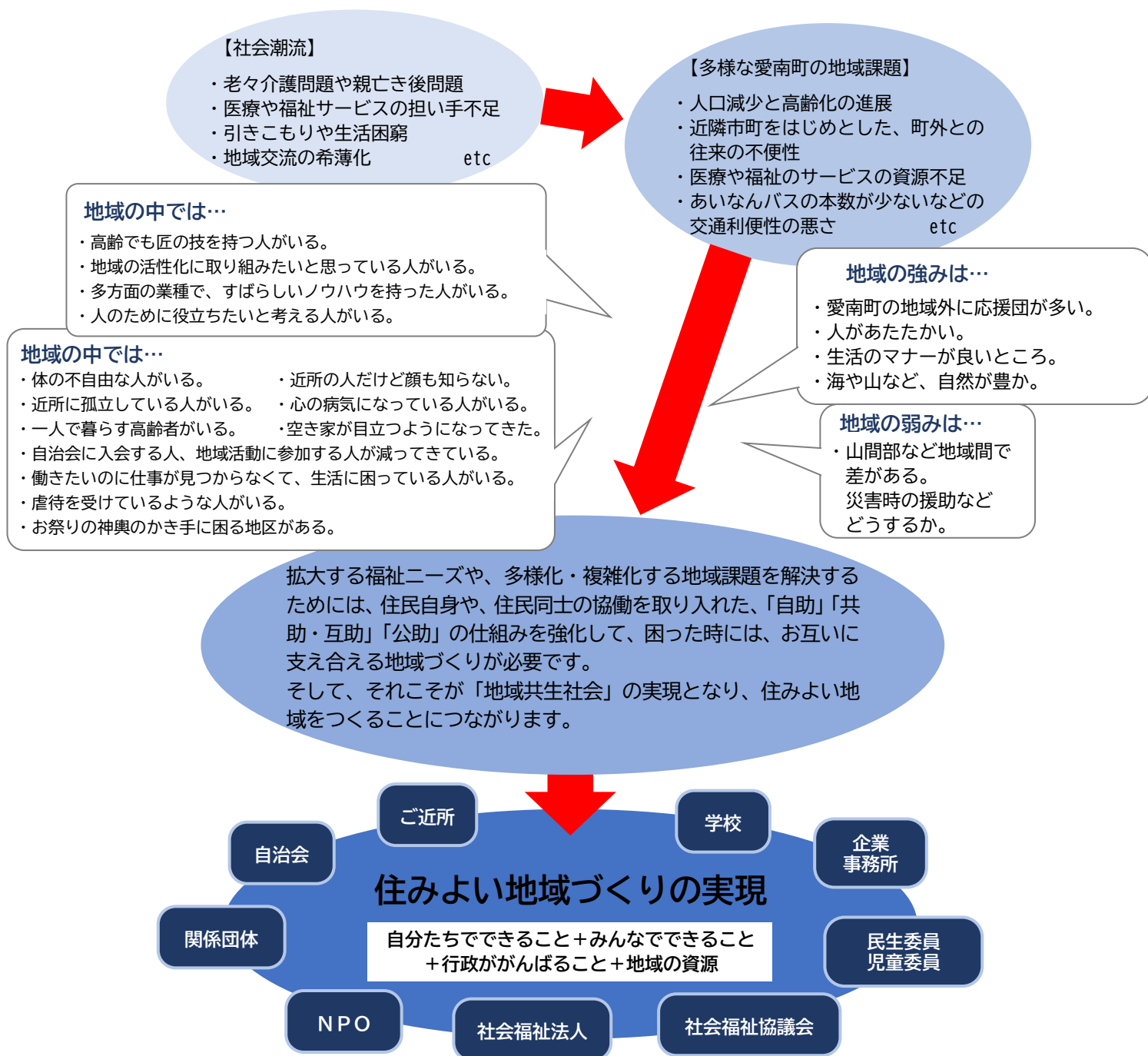
そのために私たちは、住民一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせる地域づくりを目指すとともに、ともに助け合い、支え合えることに生きがいや居場所を感じることができる福祉のまちづくりを推進します。そうすることで、住民をはじめとし、地域団体やNPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政が連携しながら、誰もが生き生きと安心して暮らせる愛南町を実現できると考えます。

以上のことから、本計画の基本理念を前回計画から引き続き、以下のように定めます。

基本理念

**住民が生き生きと
安心して暮らせる美しい町！愛南町**

■愛南町の地域福祉のイメージ図



『愛南町』では、こんな取り組みをしています！

- ◎地域において様々なボランティア団体が活動し、各分野で貢献しています。
- ◎小・中学校の総合学習を通じて、幼少期から障がいについて理解や関心を持てる取り組みを行っています。
- ◎関係団体等による見守り活動が行われています。
- ◎民生委員・児童委員が、地域において身近な相談相手の役割を担っています。
- ◎社会福祉協議会にて小地域活性化事業、成年後見、生活困窮対策に取り組んでいます。地域の交流づくりとして、ふれあいサロン活動などにも取り組んでいます。
- ◎町内の学校教育、生涯学習の向上につながるよう、社会福祉法人等が連携して「愛南のかたち 愛南町福祉教育ハンドブック」を発行しました。

2 計画の基本目標

「住民が生き生きと安心して暮らせる美しい町！愛南町」を基本理念に、住民と地域の幸福を実現するための5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 いつでもどこでも誰でも相談ができ、情報が入手できるまち

住民がいつでもどこでも誰でも気軽に相談でき、心配や不安をかかえることなく、安心して暮らしていけるような相談支援体制の機能を高めます。また、福祉に関する情報を多様な手段で発信し、誰もが情報を簡単に入手できるような体制づくりに努めます。

基本目標2 子どもから高齢者まですべての人が自分らしく暮らせるまち

判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者に対し、適切なサービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。また、虐待やDVの防止、男女共同参画社会など人権にかかわることが地域で守られるような環境づくりを進めます。

基本目標3 一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが受けられるまち

支援が必要な方の声を聞き、本当にその人にあった支援について、適切なサービスの提供方法・手段について検討しながらサービスが提供できる環境づくりを進めます。また、そのようなことができる市内の連携体制についても構築します。

基本目標4 安心・安全に暮らすことができるまち

住民一人ひとりが犯罪や事故、災害などの不安を抱くことなく、安心して暮らしていけるよう、ぬくもりのある安心・安全な環境づくりを進めます。

基本目標5 みんながともに支え合い、笑顔になれるまち

「地域共生社会の実現」を目指すために、互いに支え合いができる地域づくりを進めるための土台づくりを、行政と社会福祉協議会、関係団体などが連携しながら行います。また、地域の中で、率先して活動ができる人材の育成にも努めます。

さらに、地域福祉の取り組みを進めるためには、地域の交流が必要不可欠です。そのため、普段から隣近所の方とあいさつをしたり、地域の子どもや高齢者などを見守るといった「ふれあい」をできるように住民に啓発を行ったり、地域住民が集まって交流できるような行事・イベントについて行政や社会福祉協議会、関係団体等も協力しながら取り組んでいきます。

3 施策体系

基本理念

住民が生き生きと安心して暮らせる美しい町！愛南町

基本目標

基本目標1 いつでもどこでも誰でも相談ができ、情報が入手できるまち

- (1) 相談体制の強化
- (2) 情報提供体制の充実

基本目標2 子どもから高齢者まですべての人が自分らしく暮らせるまち

- (1) 権利擁護に関する周知・啓発の推進
- (2) 虐待防止体制の充実
- (3) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

基本目標3 一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが受けられるまち

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 健康づくりの充実
- (3) 医療・保健・福祉の連携

基本目標4 安心・安全に暮らすことができるまち

- (1) 誰もが暮らしやすい生活環境の向上
- (2) 防災・減災対策の推進
- (3) 防犯・交通安全対策の推進
- (4) 再犯防止の取り組みの推進（再犯防止推進計画）

基本目標5 みんながともに支え合い、笑顔になれるまち

- (1) 地域福祉活動の活性化と連携強化
- (2) 福祉等に関する理解の推進
- (3) 交流機会の拡充

第4章 施策の展開

1 いつでもどこでも誰でも相談ができ、情報が入手できるまち

●● 現状と課題 ●●

- 各種相談窓口などの相談する場所については充実しています。今後は、関係各課の連携を深め、より重層的な相談支援ができる体制を構築することが求められます。
- 虐待に関する相談や生活困窮者への支援については、活動の充実を図っていますが、実際に利用や相談が少なく、潜在的に支援を要する方を拾い上げる体制が十分でないことが考えられるため、改善の必要があります。
- 子育てや母子保健、介護などの各福祉分野ごとの情報発信については、充実した内容で発信しており、今後もより充実した内容で発信できるように継続して取り組みを進めます。
- 近年、町の広報やホームページを見ない人が増加しており、多様な人に見てもらえる情報発信の方法を検討しなければなりません。

(1) 相談体制の強化

施策内容

○ 相談窓口の充実

高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくりや介護予防に関して、各相談窓口にて相談に応じながら関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるように努めます。

また、相談窓口について広報やパンフレットへの掲載をすることで、早期相談を促すなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

さらに、相談対応職員の研修参加を促し、相談技術を高めていきます。

○ 重層的支援体制の整備

保健福祉課に福祉の総合相談窓口を設置し、既存の相談窓口（地域包括支援センター、障がい者（児）相談支援センター、子育て世代包括支援センター、社会福祉協議会）と協力しながら、本人や世帯の属性に関わらず幅広く相談を受ける体制「断らない相談支援」の充実に努めます。相談支援を行うにあたっては、次の3つの目を持つよう心がけます。①鳥の目（全体を俯瞰して見る）、②虫の目（細かく本人を見る）、③魚の目（本人の気持ちの変化などの流れを見る）、このような多角的な視点で課題に取り組み、多種多様なケースに対応できるように、研修等を通じて職員の専門性の向上に努めます。

また、相談を待つだけでなく、訪問等を通して支援が届いていない人や、支援を求めているのに意思を伝えるのが困難などの「声なき声」に対して、継続的に関わり本人の「思い」を“目”と“耳”で聴いて、必要な支援につなげられる相談体制の整備を令和3年度からの移行準備事業として実施していきます。

施策内容

○ 虐待に関する相談

児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待などについて、広報やチラシ、インターネットなどを用いて、相談窓口の周知を図るとともに、虐待の早期発見と早期支援を実現するため、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげます。

また、相談員の資質向上のため、講座や研修の受講に努めます。

○ 母子・父子・寡婦の自立支援相談

母子・父子・寡婦の自立支援のため、県の母子父子自立支援員と連携をしながら自立支援の取り組みを推進します。

また、相談窓口についての周知を図るとともに、相談にあたる職員の資質向上を図り、適切な支援につなげます。

○ 民生委員・児童委員の活動支援

町と住民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の活動内容等を広く住民に向けて発信することや、民生委員・児童委員向けの研修、福祉に関する情報の提供などにより活動を支援します。

また、委員間の情報交換や交流の場を設け、連携の強化を図ります。

コラム 地域を見守る民生児童委員

民生児童委員はそれぞれの行政地区において、常に住民の立場に立って相談に応じ、いろいろな課題を背負った方に対し、必要な見守り活動を行い、地域福祉の増進に努める役割を行う方です。地域社会のつながりが希薄になっている今日では、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。令和元年12月における民生児童委員に対する充足率は95.2%ですが、愛南町においてはほぼ100%となっています。

施策内容

○ 生活困窮者の自立支援相談

国民年金保険料免除等の相談と併せて生活困窮者の早期発見・把握するよう努めます。
また、関係機関との連携を図り、積極的な情報提供や、相談窓口の拡充、支援体制の充実などに努めます。

さらに、愛媛県より生活困窮者自立支援事業を受託している町社協が開催する生活困窮者支援調整会議で、町社協と相談者が協働で作成した支援プランについて協議し、情報を共有しながら自立までの支援、自立後の支援について検討します。

住民や地域が取り組むこと

○不安や悩みがある時は、一人で悩まずに、近くの相談窓口や民生委員・児童委員などに相談しましょう。

○隣近所の人とあいさつをしたり、普段から声を掛け合ったりすることで、お互いに不安や悩みを相談できる人とのつながりをつくるようにしましょう。

○隣近所で困っていることがないか自治会で話し合ったり、実際に困っている人を見つけた時に、相談窓口へ情報を伝えることで、困っている人を助けるお手伝いをしましょう。

○ご近所の方の日課のサインに異常があれば、民生委員・児童委員に連絡しましょう。

コラム

生活困窮者の自立支援相談について

平成 27 年 4 月から、生活困窮者自立支援法の施行により、生活困窮者に対する支援制度（生活困窮者自立支援制度）が開始されました。

この制度は、「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」「支援の求め方がわからない」など、様々な困難の中で生活に困窮している方に包括的な支援を行う制度です。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを、愛媛県から受託を受けた愛南町社会福祉協議会が作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、愛南町の関係部局（福祉、就労、教育、税務、年金、住宅関係）も連携して、包括的に生活困窮者への自立支援及び生活再建の支援を行えることができるように、定期的に支援会議を開催しています。

(2) 情報提供体制の充実

施策内容

○ 広報・ホームページ・パンフレットの見せ方、提供方法の創意工夫

町が発行している広報紙及びホームページ等に対する意見を把握し、住民が求める情報の「見せ方」や提供方法について検討し、住民が情報を入手しやすくなるよう配慮します。なかでも、福祉サービスや支援制度について、住民に広く情報が行きわたり、また利用につながるよう、積極的な情報発信やICT技術を取り入れるなどの環境整備を行います。

○ 介護予防知識の普及

介護予防に関する教室・研修会の開催やパンフレットの配布等を通して、介護予防に関する正しい知識や情報提供を行います。

○ 障がいのある人のコミュニケーション手段の確保

日常生活用具（情報・意思疎通支援用具等）の給付や、手話通訳者の派遣等を行い、様々な障がいを持つ人にとって情報の確保が図られるように努めます。

○ 健康意識の啓発

町広報・ポスター・回覧等のほか、町ホームページなどICT技術を活用した健康情報の提供や、疾病予防、健康についての意識の啓発に関する講座・教室を開催します。

○ 子育て情報の提供

町ホームページに子育て情報として、あいなん子育て情報、子育て世代包括支援センターに関する情報などを掲載しています。また、制度に関するしおりの作成・配布などを通じて、必要な方に必要な情報を提供できる体制を整えます。

○ 母子保健情報の提供

妊娠・出産及び育児や、子どもの発育・発達、離乳食及びむし歯予防など、母子保健における情報を提供します。また、2020年10月1日開設の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から思春期までの母子保健事業を一覧にしたチラシを設置し、周知を行っていきます。

コラム

子育て世代包括支援センターとは

子育て世代を切れ目なく支援することを目的に、令和2年10月1日に「愛南町子育て世代包括支援センター」が愛南町役場本庁1階に開設されました。このセンターでは、保健師や栄養士が妊娠や出産、育児に関する相談にあたるほか、妊娠期から切れ目ない支援を行います。

施策内容

○ 災害情報の提供

地震や台風などの災害時に、様々な媒体を用いて、災害状況や避難誘導などの情報を迅速に提供できるよう取り組みます。

○ ボランティア活動等についての情報提供

町のホームページ、広報誌、あいなんテレビ、SNSなどの、様々な情報メディアの利用を促すことで、ボランティア活動等についての周知やボランティアに対する意識の高まりにつながるよう、情報提供に努めます。

○ 自治会、民生委員・児童委員を通じた情報提供の充実

地域に根差した情報提供を充実させるために、自治会を通じた回覧や文書の配布、民生委員・児童委員を通じた、住民個人ごとの事情に配慮した情報提供に取り組みます。

住民や地域が取り組むこと

○町のホームページについて、いろいろな情報を見たり、気になる情報はEメールで質問したりするなど、積極的に利用しましょう。

○地域活動やボランティアなどの団体に参加している場合には、よりよい活動ができるよう、グループ内で情報の交換をしましょう。

○本人や家族が、普段から地域や福祉のことに関心を持って、町からの案内や自治会の回覧板などを見るように心掛けましょう。



2 子どもから高齢者まですべての人が自分らしく暮らせるまち

●● 現状と課題 ●●

- 福祉サービスに関する苦情相談は随時受け付けながら、内容に応じて改善を図っています。
- 消費者保護については、広報などを利用した啓発や年2回程度「くらしのトラブル未然防止講座」にて研修を行うことで、住民の意識向上に努めています。しかし、ネット環境の普及などにより、相談内容が複雑化・多様化しており、今後は最新の相談内容なども踏まえながら、時代に合った啓発内容で取り組みを推進します。
- 虐待防止については、早期発見・早期対応に努め、実際に防止することができた事例も増えつつあります。しかし、家庭環境や生活環境が多様化している現在、様々なケースに対応することが難しくなっており、専門的な知識を持った職員の養成が必要です。
- 成年後見制度については、周知・啓発を行い、利用者の増加につながるよう取り組みを進めていますが、独居の高齢者の方や、地域との関わりがない方は、成年後見制度へ結び付けるまでに時間がかかっている現状があります。

(1) 権利擁護に関する周知・啓発の推進

施策内容

○ サービスの苦情相談

福祉サービスにおけるクレームや苦情相談等の受付を行い、クレームや苦情があった際には、迅速に関係機関へ情報共有を行い、早急に問題の改善や解決を図ります。

○ 消費者保護の推進

悪徳商法等からの被害を防ぐため、消費生活に関する講演会の開催や、専門の相談員を配置し、消費者の苦情相談等の受付を行うとともに、判断能力が十分でない人が犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、広報等において周知を図るなど、関係機関と連携を取りながら未然防止に努めます。また、「消費生活相談員」を養成し、有資格職員の配置に取り組みます。

コラム

悪徳商法等による被害を防ぐ「消費者相談窓口の設置」

愛南町では、消費生活相談窓口を設置し、商品、サービス、契約トラブルなどについての苦情・相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。

また、消費生活の中でトラブルや困ったことについて相談することのできる、消費者ホットライン「188 (いやや!)」の設置も行っています。

▶消費者ホットライン
「188 (いやや!)」

消費者ホットライン **188**

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

施策内容

○ 障がい及び障がい者に対する理解の促進

広く障がいについての理解を深められるよう、児童・生徒、地域住民等への研修会の実施や、各種イベントの開催など啓発活動等に努めるとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりへの取り組みを支援します。

住民や地域が取り組むこと

○自分に合ったサービスを選ぶために、権利を守るための制度や福祉サービスに関する知識を積極的に学んでみましょう。

○電話やメールなどを使って、現金等をだまし取る詐欺被害にあわないよう、家族と連絡を取り合ったり、日頃から隣近所の人と声を掛けあうなど気をつけましょう。

コラム 福祉に関するマークについて

福祉に関するマークについて、主なものに「ヘルプマーク」や「耳マーク」があります。

<ヘルプマーク>

外見では分かりづらい義足や人工関節、内部障害（心臓機能障害によりペースメーカーを使用している等）、難病、妊娠初期の方などが、援助や配慮が必要なことをみなさんに知らせることができるマークです。ストラップの様にカバンに付けていることが多いので、見かけたら、状況に応じた思いやりのある行動をお願いします。



▲ヘルプマーク

<耳マーク>

聞こえが不自由なことを表し、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を知らせるマークです。聴覚障がい者は、見ただけでは分からないため、「あいさつをしたのに返してくれなかった」といったような誤解を招くなど、生活の中で不安なことがあります。シールやストラップ、バッジなどでマークを持ち物に付いていることが多いので、本人の意思に気付いたら、何らかのコミュニケーションの方法について配慮をお願いします。



▲耳マーク

他にも福祉に関するマーク・シンボルはたくさんあるので、調べてみてください！

(2) 虐待防止体制の充実

施策内容

○ 児童虐待防止

家庭や保育所、学校、子育て支援機関等と連携を図りながら、子どもの権利を尊重し、安心して子どもが育ち、子育て中の保護者が安心して子育てができる環境づくりに取り組むとともに、虐待についての相談、通報等、虐待防止相談体制の充実に努めます。

また、対応する職員については、積極的に研修会等に参加し、資質の向上を図ります。

○ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策

DV防止対策に対するポスター、リーフレット等により、DVは決して許されないものであるという社会認識を、さらに醸成するために努めます。

また、DV被害に対応するため、南予子ども・女性支援センター等の支援機関と連携による相談体制を実施し、状況に応じて、緊急一時保護を行います。

○ 高齢者虐待防止

地域包括支援センター、高齢者支援課などが連携して、家族への相談支援、高齢者の保護等の対策をとるとともに、関係機関との情報共有や連携の強化に努め、早急な問題解決を図ります。

○ 障がい者虐待防止

障がい者虐待について、広く周知や啓発活動を実施します。また、障がい者虐待の事例に対応するため、愛南町障がい者（児）相談支援センターにおいて相談体制を整えるなど、虐待防止体制の連携を強化するとともに、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立のための支援をします。

住民や地域が取り組むこと

○自分の周りで虐待されている人を見たり、話を聞いたりした時は、その人を守るために、積極的に相談窓口へ連絡しましょう。

○自治会や地域団体の活動を行ううえで、他人に知られたくない個人の情報を使用する時は、情報が外にもれないように十分注意し、気を配りましょう。

(3) 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進計画)

成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

権利を守る支援の仕組みとして、成年後見制度があります。成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、成年後見人がその判断能力を補うことにより、その人の生命、身体、財産等の権利を擁護することを目的とする制度です。

本町では、高齢者や障がい者の方など、自分で判断をすることが難しい方でも、成年後見制度を適切に利用することで、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう取り組みます。

《主な施策内容》

○ 権利擁護の必要な方の発見と支援

成年後見制度について多くの方に知っていただくよう、幅広い周知に努めます。また、地域包括支援センターや民生児童委員、医療・介護関係者、地域住民等との連携を図り、制度の利用が必要な方の早期発見につながるよう取り組みます。

○ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進計画に基づいて、中核機関と連携を図りながら、研修会やチラシ・パンフレットの配付等を行い、制度の啓発と利用を促進していきます。また、本人や親族による成年後見申立てが困難であったり、又は適切ではない場合に、「町長申立て」による手続きが行えるよう取り組みます。

中核機関との地域連携に向けて

成年後見制度の推進に向けて、権利擁護に関する課題や成年後見制度利用に伴う課題を、福祉職と法的な専門職や地域の方々と連携して考え、必要な支援に結び付けていくことが必要になると考えます。今後、本町においては、中核機関（宇和島市社会福祉協議会）及び地域連携ネットワークの考えのもと、1市3町（愛南町、宇和島市、鬼北町、松野町）において広域で整備を進めるための協議を行い、次のような施策に取り組みます。

中核機関との連携における、本町の役割

○ 広報・啓発の促進

中核機関と合同で、地域住民に対し、成年後見制度を普及啓発するためのセミナーを企画、開催、運営し、利用者にとってメリットが実感できる制度であることを理解していただきます。また、支援が必要な方を見逃さず、支援につながるができるよう、本町は住民に最も身近な一次相談窓口となることを周知します。

○ 相談の利用がしやすい環境づくり

成年後見制度の利用に関する相談の窓口として、中核機関と情報連携を行い、相談支援体制を充実に努めます。

中核機関との連携における、本町の役割

○ 成年後見制度の利用促進

利用者の抱えている問題を考慮したうえで、被後見人等と後見人等との信頼関係の構築にも着目し、最もふさわしい後見人候補者の選任が行えるよう、町長申立てに関する事務手続を行います。

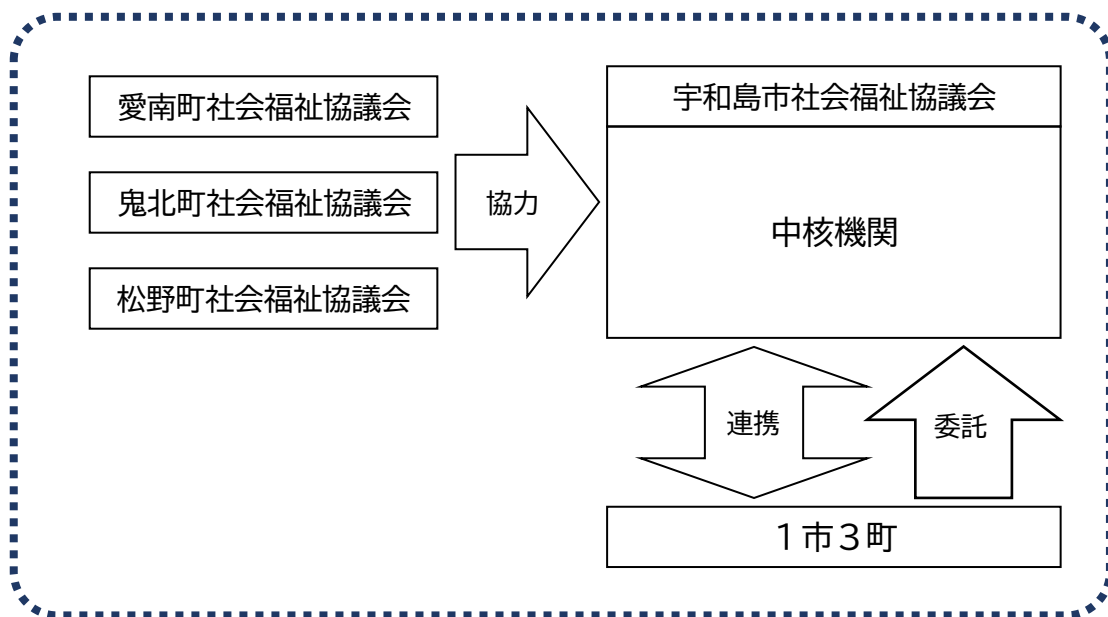
○ 後見人等への支援

中核機関により構成される後見人等支援チームとの連携を図り、後見人等を継続的にサポートし合える体制をつくります。

○ 地域連携ネットワークの運営

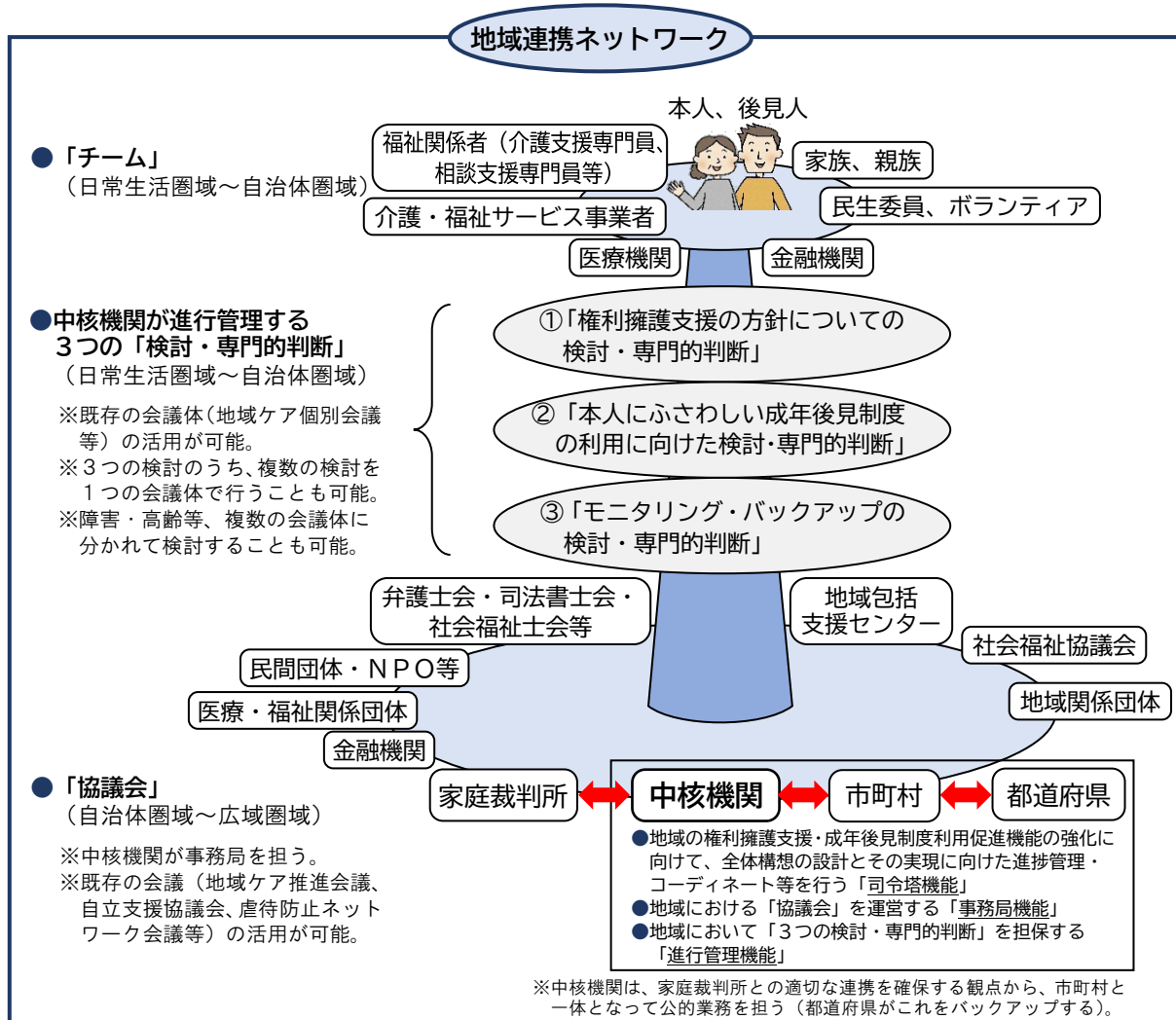
市町担当者及び関係機関、中核機関担当者により構成される「中核機関運営協議会」と、専門職団体及び市町その他関係機関が連携して、権利擁護支援のための協議を行う「地域連携ネットワーク協議会」の構成員として、支援協力を努めます。

■ 1市3町の広域整備体制



(参考資料)

■地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の関連イメージ



出典：厚生労働省「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」

3 一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが受けられるまち

●● 現状と課題 ●●

- 介護サービスについては、訪問系サービスなど一部のサービスではニーズに対応する体制が不足している傾向がありつつも、概ね充実している傾向にあります。
- 障がいサービスについては、障がい者の自立を支援するサービスのニーズが高まっており、愛南町にある社会的資源ではニーズに応えることが難しくなりつつあります。
- 介護・障がい・子育てのそれぞれの分野で、サービスの担い手となる人材が不足しており、人材確保のための取り組みを進める必要があります。
- 健康づくりについては、各種相談事業や健康づくり地区組織リーダーの育成などに取り組み、一定の成果を上げています。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響で、相談に来られない人へのアプローチ方法の検討や感染予防をしながらの活動を行い、活動を継続します。
- 愛南地域医療人材確保・育成協議会にて、医療・保健・福祉の連携や医療資源の活用について検討を行ってきました。今後は、導入した「多職種間ネットワークシステム」を活用しながら、多職種間での相互理解や情報共有を活発に行う必要があります。

(1) 福祉サービスの充実

施策内容

○ 地域密着型サービス事業

介護保険の地域密着型サービスの整備を推進するとともに、中重度の状態になっても在宅生活を送ることができる手段の周知や、サービスの質の向上を図るため、ケアプラン点検等の適正化事業を推進していきます。

○ 介護事業者への指導

介護保険サービスの質の向上を図るため、必要に応じて介護サービス事業所に対して指導・監査を実施し、適正な事業運営の確認を行います。

○ 介護予防の推進

高齢者が要介護状態にならないよう、生活機能低下の恐れがある方を早期に把握し、介護予防に関する正しい知識や情報の提供等を行うなど、介護予防に取り組めます。

○ 障がい者福祉サービスの充実

障がい者の自立を支援するために、障がい者ごとのサービス利用計画を作成しながら、それぞれのニーズに合った障がい福祉サービスと、それを補完する町の福祉サービスの提供に努めます。

また、相談支援専門員や介護職員が慢性的に不足していることから、人材確保についても取り組みを進め、ニーズに合ったサービスを十分提供できる体制づくりに努めます。

施策内容

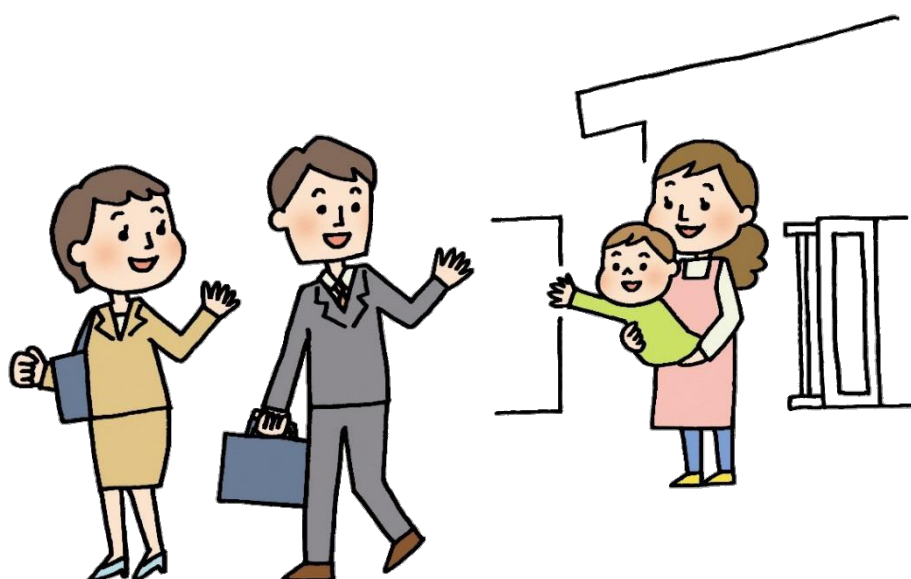
○ 保育サービスの充実

保育所での保育サービスの維持や、病児保育、一時保育、幼稚園の預かり保育等の実施や障がいのある子どもの受け入れの確保など、多様な保育サービスの充実に努めます。

住民や地域が取り組むこと

○福祉サービスや保健・医療・福祉に関する制度についての正しい知識を深めましょう。

○行政や事業者に対し、サービスについて分からないことがあれば、相談するように心掛けましょう。



(2) 健康づくりの充実

施策内容

○ 健診後の健康相談

健診結果を活かし、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。受診者の行動変容につながる指導方法や体制の検討や、指導者の指導技術の向上に努めます。

○ 乳幼児の健康相談

乳幼児の身体計測とあわせ健康相談を実施し、保健師、栄養士などの専門職が対応します。また、新生児訪問から育児相談につなげ、健診の際に育児相談等の紹介を行うなど、切れ目のない相談体制を整えていきます。

○ 母子健康に関する教育・相談

子どもの発育や発達・子育てに関する悩みや不安について、母子健康教育・相談事業を実施します。また、健康教育の場だけでなく、健診や育児相談の際に母子の健康に関する情報提供や相談を実施していきます。

○ 地域ぐるみの健康づくりの推進

住民が生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践しやすくするため、地域の食生活改善推進員や健康推進員とともに関係機関・地域団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。また、健康推進員や子育て推進員が任期終了後も活動につながるよう、健康づくり地区組織リーダーが参加する連絡会の内容を充実させ、地域にあった健康づくり活動が実践できるように支援します。

住民や地域が取り組むこと

○自分や家族の体のことなどを、いつでも気軽に相談したり、診察したりできるかかりつけ医をもち、日頃から健康に気をつけるようにしましょう。

○健診等を定期的に受診して、日頃の不安や悩みがあれば、積極的に相談するよう心掛けましょう。

○地域で行われる健康づくりの取り組みに積極的に参加するようにしましょう。



(3) 医療・保健・福祉の連携

施策内容

○ 医療・保健・福祉の連携強化

医療資源を活用した保健・福祉サービスの提供ができるよう、町内の医療機関・医師会・保健・福祉関係者等と連携し、地域医療の課題について検討します。また、医療・福祉の関係者が情報連携システムを活用できるよう周知を行うとともに、地域包括ケアの推進に向けて、在宅医療・介護連携推進事業で関係者と検討を行います。

新たに愛南町在宅医療・介護連携会議を立上げ、医療・介護・保健・福祉分野からみた在宅医療・介護連携の現状や、課題に応じた取り組みを検討し実施することで、さらに医療・介護・保健・福祉の連携を強化していきます。

○ 地域資源を活用した情報提供の充実

近隣の住民同士の支え合い活動等、地域資源を活用した支援につながるよう、住民に対して必要な医療情報や保健・福祉情報を発信していきます。また、「高齢者支援マップ」の定期的な見直しを継続するなど、一層の内容の充実を図り、活用の幅を広げていきます。

○ 重層的支援体制の整備に向けた連携体制の構築

多様化・複雑化する個別の地域課題に対応するために、介護、障がい、子ども、困窮の各分野の担当課や事業所、民生児童委員等との連携の強化に努めます。そして、複数の分野にまたがる課題や、「制度の狭間」等によって必要な支援が届いていないといったケースなどに対して、切れ目なく誰も取り残されず、支援が届けられる体制を整備します。

人と人とのつながりが薄くなってきている今だからこそ、「少し手を借りたい」といった時にご近所同士で助け合えるつながり（例：お隣のおばあちゃんが腰痛でゴミステーションまで行くのが大変みたいだから、ついでに捨ててあげよう。）を社会福祉協議会や地域の各団体、住民の方たちと一緒に取り組んでいくことで、地域の活性化や地域の「力」の底上げに努めます。

住民や地域が取り組むこと

○日頃からあいさつや高齢者等へ声をかけるなど、普段の生活の中でできることを習慣にしましょう。

○地域の中で孤立してしまう人が出てこないように、地域の見守り体制をつくりましょう。

4 安心・安全に暮らすことができるまち

●● 現状と課題 ●●

- 公共施設や道路などの整備については、必要に応じて取り組み、特に役場本庁舎ではバリアフリー化や待合ホール、キッズコーナーなどの設置により、過ごしやすい環境づくりを行いました。今後も引き続き、必要な箇所の整備や復旧に努めます。
- 高齢者や障がい者をはじめとした、外出・移動支援や公共交通機関の整備については、介護タクシーの助成や、民間路線バスを廃止し、あいなんバスの新規路線追加に取り組むなど、移動しやすい環境づくりに努めています。しかし、高齢者が増加していることから、介護タクシーの利用者が年々増加し、コミュニティバスを必要とする人たちも増加することが予想されるため、効率的かつ効果的な公共交通対策を講じる必要があります。
- 防災対策については、住民参加型の訓練や自主防災組織の活動支援などに取り組んでいます。しかし、すべての住民の参加には至っておらず、防災意識の向上と訓練への参加者の増加の必要があります。また、福祉避難所の整備なども不十分であるため、引き続き充実を図ります。
- 防犯対策や交通安全対策については、啓発活動を進めながら、防犯灯の設置、交通安全教室の実施などに取り組んでいます。これにより大きな犯罪は発生していませんが、特殊詐欺の被害や交通事故については発生しているため、引き続き住民の防犯・交通安全に関する意識の向上を図ります。

(1) 誰もが暮らしやすい生活環境の向上

施策内容

○ 主要公共施設のバリアフリー化の推進

町役場や保健センター等の公共施設について、多目的トイレやエレベータの設置、段差の解消といったバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点から、誰もが利用しやすく、自ら進んで行動や外出のできる施設環境づくりに努めます。

○ 道路整備の推進

住民や地区要望、道路パトロールなどから道路の危険箇所の情報収集を行い、整備・復旧を重点的に進めます。

また、歩道等のバリアフリー化は、緊急性の高いものから順に整備に努めます。

○ 通学路の安全性の向上

学校警察連絡協議会会議や随時の情報提供により危険箇所を把握し、児童・生徒の通学の安全確保に努めます。局部的に危険な箇所は、路面表示、危険周知看板、反射板等を設置することで改善を図り、安全性の向上に努めます。

施策内容

○ 高齢者・障がい者の外出支援

高齢者、障がい者等の通院、買い物支援等のため、タクシー券の交付、利用の補助を継続します。

○ 地域特性を踏まえた効果的な公共交通網の形成

半島や山間部等の自然条件による制約地域や、交通空白地における移動手段の確保のため、バス交通を主体とした地域公共交通の充実によって移動手段の確保に努めるとともに、地域特性を踏まえた効果的な公共交通網の形成に取り組みます。

特に民間路線バスの廃止が懸念される地域や高齢者が増加する地域については、コミュニティバスのニーズが高まることが予想されるため、効率的な公共交通対策に取り組みます。

○ 環境意識の啓発

広報、かんきょうかわら版、ホームページ及びパンフレットなどによる啓発活動を推進します。また、不法投棄防止のため、環境衛生センターで取り扱わないごみの処理先の周知と適正なごみの分別の啓発に努めるとともに、監視体制の強化に努め、抑止を図ります。

○ 環境美化イベントの開催

環境関連イベントの開催を推進し、環境保全活動への住民参画の促進を図るとともに、町が実施主体として清掃活動を行い、環境美化と新規参加者の掘り起こしに努めます。

住民や地域が取り組むこと

○点字ブロックの上や狭い道路では、自転車や自動車を停めないように、心掛けましょう。

○外出や移動が必要な時は、互いに協力しましょう。

○ごみのポイ捨てはやめましょう。



(2) 防災・減災対策の推進

施策内容

○ 地域防災計画の見直し

近い将来、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震に備えて、国や県の計画の変更、法律の改正等状況に応じて、地域防災計画を見直し、改訂を行います。

○ 防災体制の整備

災害時に住民が速やかに対応できるよう、防災訓練を実施するとともに、地域での避難訓練、防災訓練を支援します。また、訓練時には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国籍住民など援護を必要とする人に配慮し、地域での体制整備を支援します。

地域の防災訓練やぼうさい出前講座等を通じて、住民の防災意識の向上や防災訓練の必要性の周知に努めます。

コラム ぼうさい出前講座とは

愛南町では、防災に対する理解や関心を深め、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ることを目的に、町が行う防災・減災対策に関する説明や、個人・家庭での防災対策、各種災害の解説、防災訓練の指導等を行う出前講座を実施しています。

具体的な過去の講座内容については以下のとおりです。

<出前講座の主な内容>

南海トラフ巨大地震について

台風や集中豪雨（風水害）について

土砂災害について

防災・減災対策について

家庭での防災対策について

木造住宅の耐震について

非常用持出袋の準備や家庭での備蓄について

地震津波避難訓練、避難所運営訓練など



▲ぼうさい出前講座の様子

施策内容

○ 自主防災組織への支援

自主防災体制の充実を図るため、自主防災活動に必要な資材、機具等の整備や、組織の活動や資機材の備蓄などに対し補助を行い、自主防災組織の活動を支援します。また、自主防災組織連絡協議会総会や自主防災リーダー研修会を通じて、自主防災組織の必要性の周知に努めます。

○ 避難行動要援護者の把握と共有

高齢者や障がい者の意向に基づき、適切な避難行動要援護者の情報の把握・管理に努め、関係機関との情報共有を図るとともに、定期的な見直しを行い、民生委員・児童委員やケアマネージャー等と協力して、名簿掲載の同意が得られるよう取り組みながら、個別避難計画の策定を推進します。

○ 福祉避難所の充実

災害時において介護や見守りなど特別な支援が必要な人が安心して避難生活ができる環境の整備や、指定福祉避難所との訓練等を通して、運営体制等の確認を行います。また、福祉避難所のあり方や個別避難計画について継続的に検討していきます。

○ 災害後の安心・安全の確保

災害後の緊急連絡の支援や、適切な情報提供によって混乱を収め、速やかな安否確認を行うとともに、学習会や訓練等を通して、安否確認方法等を周知していくよう努めます。また、自主防災組織において情報収集や地域住民の安否確認ができるよう支援します。

住民や地域が取り組むこと

○災害に備えて、防災グッズの準備や、食料品・飲料水等を用意しておきましょう。

○家庭内で、災害が起こった時の連絡体制、避難場所、避難方法を知っておくように心掛けましょう。

○自主防災組織や防災訓練に参加して、防災意識を高めるようにしましょう。



コラム

避難行動要援護者の避難支援

<町内の状況>

人口（2021.02.01 現在）20,456 人

要配慮者 約 10,000 人

（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方）

避難行動要支援者 3,336 人 内訳 情報提供同意者 797 人

（個別計画策定者 406 人）

同意しない 800 人

同意未確認者 1,769 人

避難行動要支援者とは災害発生時に、自分の力や家族だけで避難することが難しく、支援が必要な人です。そのうち、施設や病院などに入所や入院されている人を除く、以下の人々を、町では避難行動要支援者と定め、避難支援の体制づくりを進めています。

避難行動要支援者とされる人から事前に地域への情報提供に同意をいただいた方を対象に「避難行動要支援者台帳」を作成します。この台帳は地域の支援者等（地区、自主防災組織、民生児童委員、消防機関、警察及び社会福祉協議会）へ事前提供を行い、日頃からの見守りやいざというときの安否確認、避難誘導に役立ててもらいます。

大規模な災害が発生すると、消防をはじめ、警察や役場などの公的機関のみでは十分な対応ができない恐れがあります。地域ぐるみで、一人でも多くの命を救うため、情報提供のご協力をお願いします。

- ① 70 歳以上のひとり暮らしの人
- ② 80 歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ③ 身体障がい者（手帳 1～2 級）の人
- ④ 知的障がい者（療育手帳 A・B）の人
- ⑤ 精神障がい者（手帳 1 級）の人
- ⑥ 介護保険における要介護認定（要介護度 3～5）の人
- ⑦ ①～⑥の対象範囲に含まれないが避難支援の必要がある人

(3) 防犯・交通安全対策の推進

施策内容

○ 防犯対策事業

地域の中で犯罪が起きにくいように、住民一人ひとりの防犯意識を高めるための啓発や研修に取り組むこと、防犯灯の設置を進めることで、交通事故や犯罪の起こりにくい環境整備に努めます。

○ 地域ぐるみの防犯活動

愛南地区防犯協会及び愛南警察署駐在所連絡協議会の活動を支援し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

○ 交通安全意識の啓発

交通安全意識の高揚を図るため、警察・交通安全協会等と協力し、年3回程度、幼稚園・保育所・小学校・中学校及び高齢者を対象に交通安全教室を実施します。

また、交通安全運動、街頭キャンペーンなど交通安全啓発活動を実施することで、交通事故の発生を減らせるよう取り組みを推進します。

住民や地域が取り組むこと

○交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

○車を運転する人は、通学中の子どもや夜間の歩行者に注意して、事故を起こさないよう、安全運転を心掛けましょう。

○自治会、民生委員・児童委員、地域団体は、事故防止・犯罪防止など、地域の安全を守る活動に取り組むようにしましょう。



(4) 再犯防止の取り組みの推進 (再犯防止推進計画)

計画策定の趣旨

罪を犯した人は、生活困窮や高齢、障がい等、様々な生きづらさを抱えている人が少なく、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。また、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援するとともに、地域の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、愛南町再犯防止推進計画として位置づけ、以下の施策に取り組みます。

再犯防止推進の方策

○ 地域の理解促進

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」を通じて、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

○ 更生保護ボランティアの確保及び活動の支援

愛南町における更生保護の活動拠点である南宇和地区保護司会への運営支援などを通じ、更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の充実を図ります。

また、新規に保護司となる人材の発掘に関して支援を行います。

さらに、本町のホームページや広報媒体において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介するなど、再犯防止に関する地域の理解促進を図ります。

職員については、更生保護活動に専念するため、町は職員に対し、職務専念義務免除によって更生保護活動の支援を図ります。

コラム

「社会を明るくする運動」とは

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、令和2年度で70回目を迎えます。立ち直りを決意した人たちを再び社会で受け入れることは地域共生社会を目指す上でもとても大切なことであり、犯罪や非行のない地域をつくるために、住民一人ひとりが考える機会やきっかけとして、取り組みを進めています。

再犯防止推進の方策

○ 保健医療・福祉的支援の充実

南宇和地区保護司会や同地区更生保護女性会、民生委員、支援専門機関等と連携し、罪を犯した人だけでなく、高齢者や障がいのある人を含め、誰もが適切な保健福祉サービスが受けられるよう支援します。

○ 相談体制の充実

困りごとを抱え、相談先が分からない人などに対応するため、総合相談窓口の周知・浸透を図るとともに、関係部署が連携することで、複数の部署に関連する案件にも適切に対応します。また、国の関係機関（松山法務少年支援センター等）や民間団体等とも連携して相談体制の充実を図ります。

○ 就労の確保の支援

刑務所出所者等の雇用を希望する事業者をサポートする機関である法務省コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）の活動について周知に努め、就労の確保を支援します。

コラム 南宇和地区保護司会とは

南宇和地区の更生保護活動を行う団体です。保護司とは、犯罪や非行をした人の更生や社会復帰へのサポート等を任務としており、町内では 20 人の方が活動しています。

南宇和地区更生保護サポートセンター（一本松保健センター内）を拠点として、保護司相互の情報や意見交換、保護司と対象者の面接、保護司会と更生保護女性会との連携、地域住民との交流等を通じて、地域の更生保護活動の充実強化を図りながら活動しています。

5 みんながともに支え合い、笑顔になれるまち

●● 現状と課題 ●●

- 地域福祉活動の担い手となるボランティア団体や自治会への支援を行っていますが、構成メンバーの高齢化や減少により、担い手不足となりつつあります。今後は参加者・加入者を増やしていくことが必要です。
- 福祉全般や男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスなどへの理解促進活動について、啓発や研修などに取り組んでいます。意識の変化が見られない状況もあることから、より啓発や研修について充実させることが必要です。
- 地域交流については、各種イベントの開催や開催支援を行ったり、交流拠点の整備を図ったり、地域おこし協力隊による交流・関係人口拡大に向けた体験プログラムづくりなどが行われています。今後はこれらの活動で若い世代も含めた、人が集まるような仕組みづくりが必要です。

(1) 地域福祉活動の活性化と連携強化

施策内容

○ ボランティア・住民活動の育成支援

ボランティアや地域団体などNPOの活性化や参加促進を図ります。特に若い世代の参加が減少しており、活動するメンバーの高齢化が問題になっていることから、若い世代がボランティア活動へ参加するきっかけをつくる事業についても取り組みを進めます。

○ 自治会活動の支援

自治活動を活発に行えるよう、「地域振興費」による経済的支援のほか、活動の拠点の整備や先進的な自治会活動事例の調査を行います。また、自治会活動への理解を求めるとともに加入を促進します。

自治会未加入世帯が不利益を被ることのないよう配慮しつつ、行政区の再編等に係る相談があった際には、適宜サポートを行います。

○ 地域の活動拠点の整備

様々な地区活動の拠点として、各地区公民館などの計画的な改修等や維持補修に努めることで、安全・安心で持続的な活動拠点の確保に取り組めます。また、身近な地域の相談窓口として、公民館でのサロンなどの活動を通して、地域の拠点づくりに努めます。

住民や地域が取り組むこと

- 複数の自治会や地区が合同で、子育てをしている家庭への手助けやイベントを行い、地域同士のつながりを深めましょう。
- 地域活性化のため、各自が新しいつながりをつくる等、人とのつながりを大切にしましょう。
- 子どもの時から地域活動やボランティア活動に積極的に参加して、そこで体験したことを大切にしましょう。

(2) 福祉等に関する理解の推進

施策内容

○ 福祉教育の推進

学校教育活動での交流やボランティア活動など住民が広く参加できる活動を、地域との関わりを持ちながら推進します。また、生涯学習の場を通じ、講演会や教室を開催するなど、生涯を通じた福祉教育の推進を行っていきます。

○ 男女共同参画社会の推進

一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、平等に個性や能力を発揮できる社会の実現が図れるよう、男女共同参画意識についての啓発を図り、女性の積極的な政策形成等への参画、男性の地域や家庭への参加を促進するため、男女共同参画意識の向上を目的とした学習活動を支援します。

○ ワーク・ライフ・バランスの推進

若い世代の地域への参加を促すこと、また企業の社会的責任を果たすことから、ワーク・ライフ・バランスの推進を企業に求めます。ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、研修や冊子の配布、企業との面談を通じて意識の普及と啓発を図ります。

○ 人権意識の向上

住民全員が、性別や年齢、障がいの有無、生まれの地域、国籍、病気、LGBTをはじめとした性自認や性的指向を理由に差別を行わないよう、人権意識を向上するための啓発活動や、人権教育の推進に取り組みます。

住民や地域が取り組むこと

○一人ひとりが福祉や人権について学ぶ勉強会へ、積極的に参加するよう心掛けましょう。

○障がいのある人やその家族とふれあい、子どもの時から福祉について学びましょう。

○地域の中で、福祉について学ぶ機会をつくりましょう。

コラム LGBTについて

LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、心と体の性別違和）の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人たちを指す言葉のひとつです。こういった人々について「実際にあったことがないからよく分からない」という方も多いかもしれませんが、分からないで済ませるのではなく、正しい理解を持つことが、多様な人々が暮らしやすい地域共生社会をつくることにつながるのです。

(3) 交流機会の拡充

施策内容

○ 地域交流活動の支援

地域の様々な組織・団体により実施されているイベントや交流事業などに対して、補助金の交付や、「地域振興費」の支給などによって支援を行います。

また、地域おこし協力隊と地域住民による連携で、体験プログラムづくりや、町内外を対象にしたイベントの実施についても取り組みを行うなど、地域に入り込んで活動をする担い手の確保や育成についても取り組みを進めます。

○ 地域活動拠点の有効活用

地域の交流・情報収集発信の拠点として、公民館を有効活用します。そのため、地域の活性化に必要な人材育成及び確保に努めるとともに、地域の活動拠点として積極的な利活用が図られるよう取り組みます。

○ 地域交流及びボランティア活動拠点の支援

地域住民の交流の場や、ボランティア団体の活動拠点として活動をしている、社会福祉協議会のボランティアセンターや地域交流センタープラザじょうへんを支援します。また、地域住民が集うことのできる拠点の整備や、既存の施設の利活用の支援を行い、ボランティア団体の活動を支持していきます。

○ 三世代交流拠点の促進

学校を地域の交流拠点として位置づけ、各種学校行事への地域住民の参加促進や学校ボランティアへの参加促進、三世代交流会の開催など、地域に開かれた学校としていきます。また、様々な世代が集える事業を新たに企画し、実施に向けて取り組みます。

○ 地域子育て支援拠点の支援

公共施設や保育所、子育て世代包括支援センター等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児に関する悩みや不安の相談等を行う団体の活動を支援します。

住民や地域が取り組むこと

○一人ひとりが隣近所や地域の人と積極的にあいさつをするなど、近所付き合いを大切にしましょう。

○地域の伝統行事や地域活動に、自分から積極的に参加するように心掛けましょう。

○イベント等の時には隣近所で声かけをし、皆が参加しやすい雰囲気をつくりましょう。

○地域の人が学校行事に参加するなど、学校を通じた交流を積極的に行いましょう。

○自治会ごとの活動にとらわれないような仕組みも考えてみましょう。

第5章 計画の推進

1 推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する領域別計画の担当部署を中心に、関係部局との連携を図り、執行体制の強化による本計画及び関連する領域別計画の推進に努めます。

なお、本計画及び関連する領域別計画の進行管理については、関係部局と連携しながら定期的な現況調査と検証を行い、チェック方法等を検討するなど、計画の進捗及び改善点を把握します。

また、県や関係機関などの外部団体との連携についても、さらに強化していきます。

2 住民参画の促進

地域福祉計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え地域福祉を向上させていく」というところにあります。本計画策定にあたっては、住民、関係団体、そして「福祉計画策定懇話会」といった、多くの方からいただいた意見が反映されています。

今後、地域福祉を着実に推進していくためには、住民参加のもと、住民を主役とした地域福祉計画の進行状況の確認、計画の見直しをしていく必要があります。

さらに、住民が福祉サービスの利用者としてだけでなく、地域福祉の担い手として主体的に活動する地域づくりを目指して、住民を対象とした地域福祉に関するセミナーや住民懇談会を開催するなど、様々な機会を活用し地域福祉への理解と参加・協力を求めていきます。

3 計画の普及・啓発

本計画について、町の広報紙やホームページ、パンフレットなどでの広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生委員・児童委員を通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。

資料編

Ⅰ 愛南町懇話会等の設置及び運用に関する要綱

令和2年7月27日告示第63号

(設置)

第1条 愛南町住民参画推進条例（平成21年愛南町条例第21号）第9条第1項の規定に基づき、附属機関に類するものとして懇話会その他の協議のための機関（以下「懇話会等」という。）を置く。

(名称等)

第2条 懇話会等の名称及び協議事項並びにその属する執行機関の区分は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、懇話会等の協議事項について、町長（愛南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）にあっては、教育委員会。以下同じ。）は、その協議の状況に応じて必要と認める事項を追加することができる。

(構成)

第3条 懇話会等は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のほか、委員の公募に応じた住民のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。ただし、町長が特に必要と認める者については、この限りでない。

3 前項の委員の委嘱又は任命について、口頭による委嘱又は任命の通知をもって、当該委員を委嘱し、又は任命したものとみなすことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職にあることをもって委嘱し、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

(会議の運用)

第5条 懇話会等には、委員長及び会長並びに副委員長及び副会長を置かないものとする。

2 懇話会等の会議は、町長が招集し、担当課長その他の関係職員がその議長となる。ただし、愛南町明るい選挙推進協議会の会議については、選挙管理委員会委員長が招集し、書記長その他の関係職員がその議長となる。

3 第1項及び前項本文の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、懇話会等の会議の運用について、附属機関の会議の運用の例によることができる。

4 委員は、会議において非公開とした情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に次の表の左欄に掲げる附属機関又は懇話会等の委員である者は、同表右欄に掲げる懇話会等の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における同表の左欄に掲げる附属機関又は懇話会等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

旧名称	新名称
愛南町明るい選挙推進協議会	愛南町明るい選挙推進協議会
愛南町水産業振興協議会	愛南町水産業振興懇話会
愛南町水産研究開発室運営委員会	
愛南町食育推進会議	愛南町食育推進協議会
愛南町地域自立支援協議会	愛南町地域自立支援協議会
愛南町次世代育成支援対策協議会	愛南町福祉関係計画策定懇話会
愛南町御荘夢創造館運営委員会	愛南町御荘夢創造館運営懇話会
愛南町地域包括支援ネットワーク会議	愛南町地域包括支援ネットワーク懇話会
愛南町病院事業運営審議会	愛南町病院事業運営懇話会

附 則 (令和 2 年 7 月 27 日告示第 63 号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第 2 条—第 4 条関係)

1 町長の事務部局の懇話会等 (該当する懇話会のみ抜粋)

名称	協議事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
愛南町福祉関係計画策定懇話会	次に掲げる計画の策定又は見直しに関すること。 1 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく老人福祉計画 2 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画 3 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第 9 条第 3 項の規定に基づく障害者計画 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画 5 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 107 条の規定に基づく地域福祉計画	1 識見を有する者 2 保健関係者 3 医療関係者 4 福祉関係者 5 教育関係者	20 人以内	3 年

2 第4次愛南町地域福祉計画策定懇話会委員名簿

委員の構成	氏名	現職
一般公募	砂田 陽子	
	竹場 妙	
	鎌田 先	
識見を有する者	高橋 伸吉	愛南町商工会 会長
	長岡 健治	行政協力員地域代表者会 代表
	増本 園	成年後見センターリーガルサポートえひめ支部 会員
保健・医療関係者	長野 敏宏	公益財団法人正光会 御荘診療所 所長
福祉関係者	齋藤 弘文	愛南町民生委員・児童委員協議会 会長
	森岡 眞由美	愛南町ボランティア連絡会 会長
	山口 憲昭	愛南町社会福祉協議会 事務局長
教育関係者	清水 雅人	愛南町教育委員会 生涯学習課長
事務局	幸田 栄子	愛南町役場 保健福祉課 課長
	越智田 耕平	愛南町役場 保健福祉課 課長補佐
	都築 智也	愛南町役場 保健福祉課 課長補佐
	菅原 快哉	愛南町役場 保健福祉課 社会福祉士

3 策定の経過

年月日	内容
令和2年8月17日 ～8月31日	地域福祉に関する住民アンケート調査の実施
令和2年11月10日	愛南町第1回地域福祉計画策定懇話会 (1) 地域福祉計画策定の概要について (2) 地域福祉に関する町民アンケートの結果について (3) 計画策定スケジュールについて
令和2年12月9日 ～12月14日	地域福祉に関する団体ヒアリング調査の実施
令和3年3月3日	愛南町第2回地域福祉計画策定懇話会 (1) 地域福祉計画策定の素案について (2) パブリックコメントの実施について
令和3年3月11日 ～3月24日	パブリックコメントの実施

4 用語解説

あ行……………

●ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術。

●アプローチ

対象や目標に近づくこと。接近。福祉分野では、援助者が支援を求めている人に対し、相談に乗りながら最適と思われるサービスや地域資源を用いて支援することを指す。

●SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称。インターネット上の交流の場のこと。

●NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体などと訳され、非営利(利潤追求や利益配分を行わない)で、自主的に公共的な活動を行う民間(政府機関の一部でもない)の組織、団体。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づいて都道府県又は内閣府の認証を受けて設立された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

か行……………

●介護予防

介護が必要になることをできるだけ防いだり、介護が必要な状態になってもそれ以上悪化しないようにして、高齢者の自立を支援すること。介護保険の基本理念そのものといえる。

●権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等の代理として、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。

●更生保護

犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動のこと。

さ行.....

●在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、地域の関係機関の連携体制の構築を推進すること。

●サロン

空店舗や公民館等の既存の場所を利用して、住民が集い、趣味活動や交流活動、地域活動などを行う場のこと。

●三世代交流

主に高齢者、親世代、子どもの3つの世代が、それぞれの世代を超えて交流を図ること。これにより子どもの育ちや、高齢者の健康維持に効果があるといわれている。

●自主防災組織

地域住民による任意の防災組織をいう。主に自治会などが母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当のこと。

●社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野において、共通の基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護、及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

●手話通訳者

手話講習会や手話サークル、養成機関等にて手話を学び、音声言語・手話間、又は異なる手話間（例えば国際手話と日本手話）を変換して通訳することができる人のこと。

●消費生活相談員

消費生活相談センター及び消費生活相談窓口において、消費生活相談や斡旋に対応する専門職のこと。

●相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者のこと。

た行

●地域おこし協力隊

地方創生の一環として、過疎地域などの条件不利地域に、住民票と生活の拠点を移した都市在住者に、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」の資格を委嘱するもの。

●地域資源

地域に存在する特徴的なものを資源として捉えたもの。福祉分野においては、人材や各種団体、活動の場、サービス等のことを指すことが多い。

●地域包括支援センター

地域の高齢者等が安心して暮らせるように、日常の様々な相談を受け、介護保険やその他のサービス等を利用するための支援を行う拠点として設置されている。

●DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。

な行

●認知症

成人に起こる認知（知能）障害で、記憶や判断、言語、感情等の精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のことをいう。代表的なものとして、「脳血管性認知症」や「アルツハイマー型認知症」がある。

は行

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。

●パブリックコメント

町の基本的な施策等を策定する際に、事前にその案を公表し、町民の皆さんから意見情報を求め、寄せられた意見等を政策に生かせるかどうかを検討し、意見等に対する町の考え方を公表する制度のこと。

●引きこもり

厚労省では、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」と定義している。

●福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

●福祉避難所

災害時に、高齢者や障がい者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

●母子父子自立支援員

ひとり親や寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者。

や行.....

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、言語、身体能力に関わらず、すべての人に使いやすいように考えられたデザインのこと。

わ行.....

●ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できることを目指す考え方のこと。



愛南町地域福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行・編集：愛南町 保健福祉課

所在地：〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

電話：0895(72)1212

ファックス：0895(70)1777

ホームページ：<https://www.town.ainan.ehime.jp/>